

適正な電力取引についての指針

令和5年4月1日

公正取引委員会

経済産業省

適正な電力取引についての指針

目次

第一部 適正な電力取引についての指針の必要性和構成	1
1 本指針の必要性	1
2 本指針の構成	2
第二部 適正な電力取引についての指針	3
I 小売分野における適正な電力取引の在り方	3
1 考え方	3
(1) 小売供給	3
(2) 経過措置料金による小売供給	4
2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為	5
(1) 小売供給	5
① 小売料金の設定及び小売供給に関する行為	5
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	5
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	5
i セット販売における不当な取扱い	5
ii 特定の需要家に対する不当な安値設定等	6
iii 部分供給（注）における不当な取扱い	7
iv 戻り需要（注）に対する不当な高値設定等	9
v 自家発補給契約の解除・不当な変更	9
vi 需給調整契約の解除・不当な変更	10
vii 不当な違約金・精算金の徴収等	11
viii 不当な交渉機会の義務付け	12
ix 物品購入・役務取引の停止	12
x 複数の行為を組み合わせた参入阻止行為	12
② その他の行為	13
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	13
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	13
i スwitchingにおける不当な取扱い	13
ii 需要家への不当な情報提供	13
(2) 経過措置料金による小売供給	14
ア 適正な電力取引の観点から望ましい行為	14
イ 適正な電力取引の観点から問題となる行為	14
II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方	15
1 考え方	15
(1) 小売電気事業者への卸供給等	15
(2) 卸電力取引所の活性化	18
(3) 卸電力市場の透明性	18
(4) 容量市場の活性化	19

(5) 需給調整市場の透明性	19
2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為	20
(1) 小売電気事業者への卸供給等	20
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	20
○ 発電部門と小売部門を分社化した際の常時バックアップの契約窓口	20
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	20
① 卸供給契約における不当な料金設定等	20
② 卸供給契約や余剰電力購入契約の解除・不当な変更	21
③ 常時バックアップにおける不当な取扱い	22
④ ベースロード市場への電力投入の制限	22
⑤ 卸売事業者に対する小売市場への参入制限	23
⑥ 卸売事業者に対する優越的な地位の濫用	23
⑦ 発電等用電気工作物の買取り	23
(2) 卸電力取引所の活性化	23
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	24
① 積極的な活用	24
② 売り札	24
③ 市場監視	24
④ 情報公開	24
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	25
① 卸電力取引所への電力投入の制限	25
② 自家発補給契約の解除・不当な変更	25
③ 需給調整契約の解除・不当な変更	25
④ 卸供給契約や余剰電力購入契約の解除・不当な変更	26
(3) 卸電力市場の透明性	26
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	26
① 法令遵守体制の構築	26
② 発電実績の公開	26
③ スポット市場における売り札	26
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	27
① インサイダー取引	27
② インサイダー情報の公表を行わないこと	30
i 公表内容とその時期	31
ii 公表方法	32
③ 相場操縦	33
(4) 容量市場の活性化	33
○ 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	33
(5) 需給調整市場の透明性	34
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	34
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	34

○ 相場操縦	34
Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方	35
1 考え方	35
(1) 特定卸供給を活用してネガワット取引を行うための要件	36
(2) 関係当事者間での協議に関する事項	37
① 需要家及び特定卸供給事業者間の契約（以下「需要抑制契約」という。）に関する協議	37
② 供給元小売電気事業者及び特定卸供給事業者間の契約（以下「ネガワット調整契約」という。）に関する協議	37
③ 供給先小売電気事業者及び特定卸供給事業者間の契約（特定卸供給契約）に関する協議	38
2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為	38
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	38
① ネガワット取引の公正かつ有効な利用	38
② 需要抑制契約締結に係る事前説明並びに契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の交付	38
③ 需要家からの問合せ等に対する適切かつ迅速な対応及び相談窓口の設置	39
④ 需給調整契約	39
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	39
Ⅳ 託送分野等における適正な電力取引の在り方	41
1 考え方	41
2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為	43
(1) 託送供給料金等についての公平性の確保	43
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	43
① 託送供給料金	43
② 情報公開	43
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	43
① 一般送配電事業者に対する託送供給料金の値下げ届出変更命令	43
② 一般送配電事業者に対する託送供給料金の変更認可申請命令	44
③ 配電事業者に対する託送供給等約款の届出変更命令	44
④ 一般送配電事業者に対する最終保障供給約款の届出変更命令	44
⑤ 一般送配電事業者に対する離島等供給約款の届出変更命令	44
⑥ 連系線等の運用等	44
(2) ネットワーク運営の中立性の確保	45
(2)－1 一般送配電事業者の託送供給等に係る行為規制	45
① 一般送配電事業者の取締役等の兼職規制	45
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	45
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	45
② 一般送配電事業者及びその特定関係事業者の従業者の兼職規制	47
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	47

イ	公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	48
③	一般送配電事業者とその特定関係事業者との人事交流	49
○	公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	49
④	一般送配電事業者の託送供給等業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止	49
ア	公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	49
イ	公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	50
⑤	一般送配電事業者の送配電等業務における差別的取扱いの禁止	52
ア	公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	52
イ	公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	52
⑥	一般送配電事業者によるその他の競争関係阻害行為の禁止	57
ア	公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	57
イ	公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	57
⑦	一般送配電事業者のグループ内での取引に関する規制	58
○	公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	59
⑧	一般送配電事業者の委託規制	59
○	公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	59
⑨	一般送配電事業者の最終保障供給又は離島等供給の業務の委託における公募の例外	61
○	公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	61
⑩	一般送配電事業者の受託規制	61
ア	公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	61
イ	公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	61
(2) - 2	電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための一般送配電事業者の体制整備等	62
○	公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	62
(2) - 3	一般送配電事業者の特定関係事業者の行為規制等	65
①	一般送配電事業者の特定関係事業者の取締役等の兼職規制	65
ア	公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	65
イ	公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	65
②	一般送配電事業者の特定関係事業者及び一般送配電事業者の従業者の兼職規制	66
ア	公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	66
イ	公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	66
③	一般送配電事業者の特定関係事業者と一般送配電事業者との人事交流	66
○	公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	67
④	特定関係事業者による一般送配電事業者に対する不当な影響力の行使の禁止	67
○	公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	67
⑤	特定関係事業者による競争阻害行為の禁止	67

○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	67
(2) - 4 送電事業者の振替供給に係る行為規制等	68
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	68
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	69
(2) - 5 配電事業者の託送供給等に係る行為規制等	69
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	69
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	70
(3) 配電事業分野における公平性の確保	71
○ 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	71
○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	73
V 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方	74
1 考え方	74
2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為	74
(1) 自家発電等設備の導入又は増設	74
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	74
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	75
① 自家発電等設備の導入又は増設の阻止等	75
② 自家発電等設備を有する需要家に対する不利益等の強要	76
(2) オール電化等	76
○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	76
① 一般送配電事業者の差別的な運用	77
② 一般送配電事業者の負担による屋内配線工事等	77
③ みなし小売電気事業者による電化機器の過剰な普及宣伝活動	77
④ みなし小売電気事業者による不動産の買取り	77
⑤ オール電化とすることを条件とした不当な利益の提供等	78
附則 本指針の適用	79
市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置	79

第一部 適正な電力取引についての指針の必要性和構成

1 本指針の必要性

- (1) 電力市場は、従来、電気事業法による参入規制によって小売供給の地域独占が認められるとともに、独占に伴う弊害については電気事業法上の業務規制（料金規制、供給義務等）によって対応してきた。しかしながら、内外の経済社会環境の変化に鑑み、平成7年以降、電力の安定供給を効率的に達成し得る公正かつ実効性のあるシステムの構築に向けて、発電部門への競争原理の導入や小売部門への部分自由化の導入などの制度改革が段階的に進められてきた。
- (2) 他方、①電気の小売分野においては、一般電気事業者が各供給区域内において100パーセント近い市場シェアを有すること、②一般電気事業者は10社しかなく、これら事業者同士の意思の連絡がなくとも、同調的な行動をとる可能性があること、③新規参入者は、営業部門と独占的に保有しているネットワーク部門を併せ持つ競争者としての一般電気事業者の託送に依存して競争せざるを得ないことなどから、制度改革が進展しても、一般電気事業者の適切な対応がなければ、新規参入者は不利な立場に置かれることとなる。
- (3) 電力市場を競争的に機能させていく上で、こうした課題に電気事業法の事前規制で対応することは、経営の自主性の最大限の発揮により電気事業の効率化を図る制度改革の基本理念に反することとなる。また、市場における一般的なルールである独占禁止法により規制することは、同法が基本的には競争制限的行為を排除するものであることに鑑みれば、電力市場を積極的に競争的に移行させていく役割を果たしていく上では一定の限界がある。
- (4) このため、平成11年12月、電気事業法を所管する通商産業省（現経済産業省）と独占禁止法を所管する公正取引委員会がそれぞれの所管範囲について責任を持ちつつ、相互に連携することにより、独占禁止法上問題となる行為及び電気事業法上の変更命令の発動基準を明らかにするにとどまらず、電気事業法及び独占禁止法と整合性のとれた適正な電力取引についての指針を取りまとめた。
- (5) その後、部分自由化の進展等の状況変化に伴い本指針の改定を行ってきたが、平成23年3月の東日本大震災とこれに伴う原子力事故を契機に、需給ひっ迫下での需給調整や多様な電源の活用必要性が増すなど、従来の電力市場が抱える様々な課題が明らかとなったことを受け、電力市場の抜本的見直しのため、平成25年4月、「電力システムに関する改革方針」が閣議決定された。
- (6) この改革方針を受け、平成25年11月に第1弾の電気事業法の改正法（電気事業法の一部を改正する法律（平成25年法律第74号））が成立し、送配電等業

務支援機関に係る制度が廃止となり、新たに広域的運営推進機関が設立されることとなった。また、平成26年6月に第2弾の電気事業法の改正法（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「平成26年改正法」という。））が成立し、平成28年4月に電気の小売業への参入が全面的に自由化されることとなった。さらに、平成27年6月に第3弾の電気事業法の改正法（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「平成27年改正法」という。））が成立し、令和2年4月に送配電部門の法的分離が行われることとなった。加えて、令和2年6月に「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第49号。以下「令和2年改正法」という。）が成立し、配電事業者及び特定卸供給事業者が電気事業法上に新たに位置付けられた。令和4年5月に「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第46号）が成立し、蓄電用の電気工作物を用いて小売電気事業等の用に供するための電気を放電する事業が発電事業に位置付けられた。

- （7） 本指針は、こうした一連の電力システム改革により新たなステージに入る新しい電力市場における適正な取引の在り方を示すものである。

2 本指針の構成

- （1） 本指針は、①小売分野、②卸売分野等、③ネガワット取引分野、④託送分野等及び⑤他のエネルギーと競合する分野の各分野に区分した上で、原則として次のような内容のものとする。
- ア 総論として、基本的な考え方を明示する。
- イ 各論として、電力市場を競争的に機能させていく上で望ましいと考えられる行為を示した上で、電気事業法上又は独占禁止法上問題とされるおそれが強い行為を示すとともに、一定の場合には電気事業法上又は独占禁止法上問題とならない旨を例示する。
- （2） なお、具体的なケースについては、市場や取引の実態を踏まえて、個別の判断が求められるものであり、これらを網羅的にあらかじめ明らかにすることは困難である。したがって、問題や紛争が生じた場合に、本指針の趣旨・内容を勘案してケースバイケースで対応し、その判断の積重ねが本指針の内容をより一層明確にしていくことになると思われる。

第二部 適正な電力取引についての指針

I 小売分野における適正な電力取引の在り方

1 考え方

(1) 小売供給

- ① 平成26年改正法の施行により電気の小売業への参入の全面自由化が行われ、経済産業大臣による登録を受けた小売電気事業者であれば、家庭を含む全ての需要家に対して電気の小売供給を行うことが可能となった。小売電気事業者に対しては、需要家への説明義務や書面交付義務、苦情処理義務が課されているが、小売電気事業者が、料金やサービス面で条件の合わない需要家と取引しないことや、取引相手の求める電気の形態に応じた料金及び条件を設定することは、基本的に自由である（特定小売供給約款、最終保障供給約款及び離島等供給約款による小売供給を除く。）。
- ② 平成26年改正法の施行前においては、一般電気事業者はその供給区域内において100パーセント近いシェアを有しており、かつ、一般電気事業者間の競争が活発に行われていなかった。平成26年改正法の施行後においては、電気の小売業への参入の全面自由化により全国的な競争が期待されること、一方で、周波数変換設備や地域間連系線の送電容量に制約があることや、一般送配電事業者の供給区域ごとに託送供給契約の締結や同時同量を行う必要があること、当該区域を越えた卸電力取引が限定的にしか行われていないこと等から、当該区域ごとに競争が行われる実態が当分の間は変わらないことも考えられる。

また、一般送配電事業者の供給区域内の電源の大部分を一般電気事業者であった者が保有し又は調達している実態が変わらない現状においては、当該区域において一般電気事業者であった小売電気事業者は依然として有力な地位にあり、当分の間、需要家の多くは当該小売電気事業者から引き続き電気の小売供給を受け続けることも考えられる。
- ③ このような状況において、一般送配電事業者の供給区域において一般電気事業者であった小売電気事業者（以下「区域において一般電気事業者であった小売電気事業者」という。）が、当該区域において、供給に要する費用を著しく下回る料金で電気を供給し、他の小売電気事業者と取引しようとする需要家に対して従来の条件に比して不利益となる条件に変更し、需要家の解約を不当に制限することなどにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせ、市場における競争を実質的に制限する場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、正当な理由なく他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせる

おそれがあるときには、個々の行為が不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第 19 条の規定に違反することとなる。このため、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者は、下記 2（1）のような点を踏まえた適切な対応が必要である。なお、本指針に記載されていない行為であっても、独占禁止法の規定に違反する場合には、同法の規定に基づき排除措置命令等の対象となる。

（これらの点については、Ⅱ 卸売分野等における適正な電力取引の在り方、Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方、Ⅳ 託送分野等における適正な電力取引の在り方及びⅤ 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方において公正かつ有効な競争の観点から問題となるとされている行為を、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者、一般送配電事業者の供給区域において一般電気事業者であった発電事業者（以下「区域において一般電気事業者であった発電事業者」という。）又は一般送配電事業者が行う場合においても同じ。）

- ④ また、不当な解約制限や競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格による小売供給などの行為は、電気の利用者の利益の保護の観点からは、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者に限らず、全ての小売電気事業者が行う場合に電気事業法上問題となる行為であり、需要家の利益の保護や電気事業の健全な発達に支障が生じる場合には、電気事業法に基づく業務改善命令（同法第 2 条の 17）や業務改善勧告（同法第 66 条の 12 の勧告をいう。以下同じ。）が発動される可能性がある（業務改善勧告については監査、報告徴収又は立入検査が実施された上で発動されるもの）。なお、需要家に対する説明の在り方や小売電気事業者の営業・契約形態に関する考え方については、別途、電力の小売営業に関する指針において規定している。

（2）経過措置料金による小売供給

平成 26 年改正法施行の際、現に同法による改正前の電気事業法の一般電気事業者としての許可を受けている者は、小売電気事業者としての登録を受けたものとみなされ、当該者（以下「みなし小売電気事業者」という。）は、経過措置期間中においては特定小売供給約款に基づく規制料金（以下「経過措置料金」という。）による小売供給を行うことが電気事業法上義務付けられている（平成 26 年改正法附則第 16 条）。経過措置料金については、料金値上げの場合に経済産業大臣の認可が必要となることに加え、料金値下げの場合の届出制が導入されており、また、みなし小売電気事業者は自由料金（国による認可又は届出の規制を受けていない小売電気料金をいう。以下同じ。）の設定が可能であるが、経過措置料金の設定も義務付けられている。

このような制度の下、経過措置料金の設定においては、自由料金との比較に加えて、下記 2（2）のような点も踏まえ、みなし小売電気事業者の適切な対応が必要である。

(注)「区域において一般電気事業者であった小売電気事業者」と「みなし小売電気事業者」は実態上同一の者であるが、経過措置料金規制に関しては電気事業法上「みなし小売電気事業者」という用語が定義されていることから、本指針では経過措置料金に関する記述ではこの用語を用いている。

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 小売供給

① 小売料金の設定及び小売供給に関する行為

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、それぞれ個別に、小売分野において標準的な小売料金メニュー（以下「標準メニュー」という。）を広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは、公正かつ有効な競争を確保する上で有効である。この場合、利用形態以外の需要家の属性（例えば、競争者の有無、部分供給か否か、戻り需要か否か、自家発電等設備（自家発電設備及び自家蓄電設備をいう。以下同じ。）を活用して新規参入を行うか否か等）にかかわらず、全ての需要家を公平に扱うこととなるからである。

また、この標準メニューの内容が、従来の供給約款・選択約款や小売全面自由化後の特定小売供給約款の料金体系と整合的であることは、コストとの関係で料金の適切性が推定される一つの判断材料となる。その上で、コストの変動をより適切に反映するため、標準メニューは、電気の調達手段や調達費用等（調達費用の変動リスクのヘッジにかかる費用を含む。）に応じ、定期的に見直すことも考えられる。

なお、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者とは電源調達の方法が異なる新規参入者においても、従来の供給約款・選択約款や小売全面自由化後の特定小売供給約款における燃料費調整制度にのっとりた料金体系を採用している例がみられる。需要家への訴求のしやすさ等の観点からこうした料金体系を採用することは否定されるものではないが、一般的には、小売電気事業者において、電気料金の透明性の確保や、社会全体の便益の向上という観点から、コストの変動を適切に反映する料金体系とすることも考えられる。

さらに、電気料金の透明性の確保の観点から、小売電気事業者は需要家への請求書、領収書等に託送供給料金相当支払金額を明記することが望ましい。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

i セット販売における不当な取扱い

小売電気事業者が単独で又は他の事業分野の事業者と業務提携を行うことにより、自己の電気と併せて他の商品又は役務を販売することは、事業者の創意工夫により顧客へのサービスの向上が期待されるものであり、原則として独占禁止法上問題とはならない。

しかしながら、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自己の電気と併せて他の商品又は役務を販売する場合において、例えば以下のような行為を行うことにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、独占禁止法上違法となるおそれがある。

(i) セット割引による不当な安値設定

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自己の電気と併せて他の商品又は役務の供給を受けると電気の料金又は当該他の商品若しくは役務と合算した料金が割安になる方法で販売する場合において、供給に要する費用を著しく下回る料金で電気を小売供給することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、不当廉売等）。

（注）電気と併せて他の商品又は役務を販売する場合、一般的には、電気と他の商品又は役務それぞれについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で供給しているかどうかにより判断することとなる。

(ii) 他の小売電気事業者の業務提携に対する不当な介入

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、他の事業分野の事業者と業務提携を行うことにより自己の電気と併せて他の商品又は役務を販売する場合において、当該業務提携を行う事業者に対して、他の小売電気事業者との業務提携を行わないこと又はその内容を自己との提携内容よりも不利なもの（例えば、自己との業務提携の際よりも他の商品又は役務の割引額を低く抑えるなど）とすることを条件とすることにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等）。

ii 特定の需要家に対する不当な安値設定等

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、他の小売電気事業者から自己に契約を切り替える需要家又は他の小売電気事業者と交渉を行っている需要家に対してのみ、供給に要する費用を著しく下回る料金で電気を小売供給すること又はそのような料金を提示することにより、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、差別対価、不当廉売等）。

また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自己の子会社等に対してのみ、不当に低い料金で電気を小売供給することにより、自己の子会社等を著しく有利に扱うことは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、差別対価等）。

iii 部分供給（注）における不当な取扱い

（注）部分供給とは、「複数の小売電気事業者から 1 需要場所に対して、各々の電気が物理的に区分されることなく、1 引込みを通じて一体として供給される形態」をいう。

（i）部分供給料金の不当設定

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、需要家等からの部分供給の要請に対して、従来の料金に比べて、正当な理由なく、高い料金を設定し、又は料金体系を不利に設定することは、特に高圧以上の需要家に対する小売供給については需要家が当該小売電気事業者から全量供給を受けざるを得ず、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、差別取扱い、排他条件付取引等）。

- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、全量供給の場合においては、需要形態に応じた多様なオプションメニューを設定・適用している一方で、部分供給の場合においては、部分供給の需要形態に応じたメニューを設定せず、正当な理由なく不利な料金体系を設定・適用すること。
- 従来の料金に比べて、部分供給に変更したことに伴い経常的なコストアップが発生する場合に、当該コストアップ以上に高い料金に変更すること又は変更することを示唆すること。
- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者からの電気の供給に加えて、他の小売電気事業者からの部分供給を受ける需要家に対して、自家発電等設備により需要を補う場合に比べて、需要形態が同様であるにもかかわらず高い料金に変更すること又は変更することを示唆すること。

（ii）部分供給の拒否

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、需要家等からの部分供給の要請を放置したり、交渉開始や交渉期間を殊更引き伸ばしたりすること、部分供給を拒絶すること、その条件を不当に厳しくすることにより事実上部分供給を拒絶することは、特に高圧以上の需要家に対する小売供給については需要家が当該小売電気事業者から全量供給を受けざるを得ないこととなり、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、排他条件付取引等）。

また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、需要家等から部分供給の要請を受けた場合において、当該需要家に部分供給を行う他の小売電気事業者に対して、自己から常時バックアップを受けることを強要することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、抱き合わせ販売等、優越的地位の濫用等）。

（iii）負荷変動に応じた同時同量を伴う部分供給の拒否

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、部分供給の申出に対してあらかじめ供給する量を定める供給形態を希望することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、小売電気事業者が電気の小売供給を行うに当たっては、負荷変動に応じた同時同量を行う（計画値同時同量の場合は需要の変化の見通しに合わせて電気の調達の計画を立て、実同時同量の場合は需要の変化に合わせて実際の電気の調達量を調整する）ことが必要であり、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、他の小売電気事業者から部分供給を受ける需要家に対して、負荷変動に応じた同時同量を伴う部分供給を不当に拒否することは、特に高圧以上の需要家に対する小売供給については需要家が区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から全量供給を受けざるを得ず、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、排他条件付取引等）。

- 負荷変動に応じた同時同量ができない他の小売電気事業者から小売供給を受ける需要家に対して、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、事前に定めた供給量（計画値同時同量の場合は調達計画を立てる前にあらかじめ定めた供給量をいう。）を供給する形態の部分供給のみを行うとすること。
- 負荷変動に応じた同時同量ができない他の小売電気事業者から小売供給を受ける需要家に対して、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、負荷変動に応じた同時同量を供給割合に応じた部分しか行わない形態の部分供給のみを行うとすること。

（iv）必要性を超えた事前通知の要請

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が負荷変動に応じた同時同量を伴う部分供給を行う場合に、同一の需要家に部分供給を行う他の小売電気事業者の予定供給量の事前通知を当該需要家に求める必要性があることに一定の合理性があることは否定できない。

しかしながら、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、負荷変動に応じた同時同量を行う必要性を超えた事前通知の期限、内容等を求め

ることは、需要家の負担が増加することにより当該小売電気事業者から全量供給を受けざるを得なくなるなど、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、差別取扱い、排他条件付取引等）。

例えば、需要家に他の小売電気事業者の供給予定量について事前通知を求めることは、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある。

- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が負荷変動に応じた同時同量を行う観点から必要と認められる時刻より前に、他の小売電気事業者の供給予定量の事前通知を求めること。
- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が負荷変動に応じた同時同量を行う観点から必要と認められる最小限の単位時間当たりの供給予定量に比べて、詳細に区切った単位時間当たりの供給予定量の事前通知を求めること。
- 需要家が事前通知に係る事務を他の小売電気事業者に委託することを禁止することにより、事前通知手続に過大な負担を課すこと。

iv 戻り需要（注）に対する不当な高値設定等

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、戻り需要を希望する需要家に対して、不当に高い料金を適用する又はそのような適用を示唆することは、需要家の取引先選択の自由を奪い、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある。また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、戻り需要を希望する需要家に対して、不当に交渉に応じず、その結果従来小売供給していた料金に比べて高い一般送配電事業者による最終保障供給約款が適用されることとなることも、同様に、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、排他条件付取引、差別対価等）。

ただし、戻り需要に対応するため、予備力を活用することに伴う合理的なコストアップを反映した料金を設定することは、原則として、独占禁止法上問題とはならない。

（注）区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と電気の小売供給契約を締結していた需要家が、他の小売電気事業者との契約に切り替えた後、再び当該区域において一般電気事業者であった小売電気事業者との契約を求める場合の需要のことをいう。

v 自家発補給契約の解除・不当な変更

自家発電設備を有する需要家は、自家発電設備の故障等の際の電力補給のため、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と自家発補給契約を締結することが欠かせない状況であることが考えられる。

このような状況において、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、他の小売電気事業者から電気の小売供給を受け、若しくは他の小売電気事業者に対して電気を卸供給し、又は自家発電設備を活用して電気の小売供給に新規参入をしようとする自家発電設備を有する需要家に対して、自家発補給契約を打ち切る若しくは打切りを示唆すること、又は従来の料金より高く設定する若しくはそのような設定を示唆することは、自家発電設備を有する需要家が他の小売電気事業者への卸供給や自らの小売供給を断念せざるを得なくさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、排他条件付取引、差別対価等）。

- 自家発電設備を有する需要家に対して、自家発補給契約を打ち切ること。
- 自家発電設備を有する需要家との自家発補給契約（単独の自家発補給契約）の料金を、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者からの全量供給に付随する場合の自家発補給契約の料金と比較して、同じ需要形態であるにもかかわらず、高く設定すること。

vi 需給調整契約の解除・不当な変更

素材型製造業等を営む産業用電力の需要家の多くが、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と需給調整契約（注）を締結しており、産業用電力の需要家の事業活動にとっては重要な契約になっている。また、小売電気事業者の中には、主として大規模な自家発電等設備を有する需要家から電気を調達する者もあるが、そのような需要家の多くが、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と需給調整契約を締結している状況にある。

（注）需給調整契約とは、需要家の負荷パターンを基に、ピーク時間帯の負荷を軽負荷時に移行させ、ピーク時間帯等における最大使用電力を従来より低く設定することにより、負荷平準化を確保するとともに小売電気事業者の需給状況の改善を図り、設備の効率的な運用に資することを目的とするメニューである。料金単価も、ピーク時間帯については他のメニューと比較して高額に、深夜等軽負荷時間帯については低額に設定されており、深夜の操業比率が高い製造業等においては、こうした負荷パターンに相応した小さな料金負担となるメニューである。

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が需要家と需給調整契約を締結すること、又は契約を締結しないこと自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、他の小売電気事業者から電気の小売供給を受け、若しくは他の小売電気事業者に対して電気を卸供給し、又は自家発電等設備を活用して電気の小売業に新規参入をしようとする自家発電等設備を有する需要家との既存の需給調整契約を、正当な理由なく、打ち切る又は打切りを示唆することは、当該需要家が他の小売電気事業者への卸供給や自らの小売供給を断念せざるを得なくさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となる

おそれがある（私的独占、差別取扱い、取引妨害等）。

- 需要家が他の小売電気事業者から部分供給を受ける場合に、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から小売供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打切りを示唆すること。
- 余剰電力の卸供給先を区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から他の小売電気事業者に変更する自家発電等設備を有する需要家に対して、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から小売供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打切りを示唆すること。
- 自家発電等設備の発電等容量（発電容量及び放電容量をいう。以下同じ。）を増強して、余剰電力を他の小売電気事業者に卸供給する自家発電等設備を有する需要家に対して、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から小売供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打切りを示唆すること。
- 増強した自家発電等設備の発電等容量を活用して電気の小売供給に新規参入しようとする自家発電等設備を有する需要家に対して、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から小売供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打切りを示唆すること。

vii 不当な違約金・精算金の徴収等

需要家との契約期間の設定や契約期間中における解約に係る違約金・精算金の設定をどのように行うかは、原則として事業者の自主的な経営判断に委ねられている。

しかしながら、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、例えば以下のような行為を行うことは、需要家が当該小売電気事業者との契約を実質的に解約できず、他の小売電気事業者との取引を断念せざるを得なくさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等）。

- 特定期間の取引を条件として料金が安くなる契約において、当該契約期間内に需要家が解約する場合に、不当に高い違約金・精算金（注）を徴収すること。

（注）不当に高い違約金・精算金であるかどうかは、需要家が解約までに享受した割引総額、当該解約による区域において一般電気事業者であった小売電気事業者の収支への影響の程度、割引額の設定根拠等を勘案して判断される。

- 需要家との間で付随契約（例えば、週末の料金を安くする特約等）を締結する際、主契約と異なる時期に一方的に契約更改時期を設定することにより、当該需要家が他の小売電気事業者と契約を切り替える場合に違約金・精算金を支

払わざるを得なくさせること。

- 小売電気事業者が、需要家との間で、複数の需要場所への小売供給を条件として電気料金の割引を行うことを約する契約（以下「包括契約」という。）を締結するに当たり、需要家に対し、不当に、他の小売電気事業者との小売供給契約に切り替えると金銭的負担が生じるような取引条件（需要家が包括契約の期間中に各需要場所向け小売供給契約を一つでも中途解約する場合は全ての需要場所について、契約開始から中途解約までの間に割り引いた額の全額を返戻させる旨の条件等）を課すこと。

viii 不当な交渉機会の義務付け

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自己と電気の小売供給契約を締結している需要家が他の小売電気事業者との契約に切替えを希望する場合において、当該需要家との間で、自己との交渉をさせ自己が当該需要家の希望する取引条件を提示することができなかつたときのみ解除が可能となる契約を締結することは、当該需要家が当該小売電気事業者との取引を断念せざるを得なくさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等）。

ix 物品購入・役務取引の停止

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、物品・役務について継続的な取引関係にある事業者（例えば、小売電気事業に不可欠な顧客管理システムの開発保守事業者等）に対して、他の小売電気事業者から電気の小売供給を受け、又は他の小売電気事業者に対して余剰電力を卸供給するならば、当該物品の購入や役務の取引を打ち切る若しくは打切りを示唆すること又は購入数量等を削減する若しくはそのような削減を示唆することは、当該者が他の小売電気事業者との取引を断念せざるを得なくさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、排他条件付取引等）。

また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、物品の購入や役務の取引について継続的な取引関係にある事業者であって、他の小売電気事業者に影響力を有する者（例えば、他の小売電気事業者と資本関係を有する者、他の小売電気事業者と取引している金融機関等）に対して、物品の購入や役務の取引を打ち切り若しくは購入数量を削減すること又は当該打切り若しくは削減を示唆することにより、他の小売電気事業者に影響力を有する者を通じて、他の小売電気事業者の事業活動を拘束することも独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。

x 複数の行為を組み合わせた参入阻止行為

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、例えば、他の小売電気事業者と交渉を行っている需要家に対する契約の途中解約、電気料金の対抗的値下げ、新規の解約補償料を伴う長期契約の締結等を組み合わせて不当に参入阻止行為を行うことは、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。

② その他の行為

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

需要家の電気の購入先（小売電気事業者）の切替え（スイッチング）の際に切替え先の小売電気事業者が必要とする需要家情報（地点設備情報や過去の使用電力量）については、需要家の同意を得た上で、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）が提供するスイッチング支援システムを通じて、小売電気事業者に対して提供されることとなる。需要家情報へのアクセスの公平性及び円滑なスイッチングを実現するために、広域機関及び一般送配電事業者がスイッチングの申込み状況に応じて対応能力を増強し、スイッチングが適切に行われる環境を確保することは、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

i スwitchングにおける不当な取扱い

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自己と電気の小売供給契約を締結している需要家が他の小売電気事業者との契約に切り替える場合において、当該需要家から契約解除の申出を受けたにもかかわらず、契約解除を拒否し又は契約解除の手続を遅延させることにより、他の小売電気事業者への契約の切替えを不当に妨害することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。

また、スイッチング支援システムに係るルール整備やシステムの運営において、広域機関及び一般送配電事業者が全ての小売電気事業者を公平に取り扱わない場合には、電気事業法に基づく監督命令等が発動される可能性がある（電気事業法第28条の52並びに第23条、第27条及び第66条の12）。

ii 需要家への不当な情報提供

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、営業活動の中で事実と異なる情報（例えば、他の小売電気事業者の電気については停電が多い、電圧・周波数が不安定である等）を需要家に提供することにより、他の小売電気事業者と需要家の取引を不当に妨害することは、独占禁止法上違法となるおそれがある

(私的独占、取引妨害等)。

また、小売電気事業者が需要家の誤解を招く情報提供(例えば、当社の電気は停電しにくい等)により自己のサービスに需要家を不当に誘導する場合には、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告が発動される可能性がある(電気事業法第2条の17又は第66条の12)。

なお、電力システムの安定については、①小売電気事業者に対しては供給能力の確保義務が課されている(電気事業法第2条の12)とともに、託送制度上、同時同量の未達分(以下「インバランス」という。)についてはインバランス料金の支払いが必要となること、②一般送配電事業者は、系統安定をネットワーク全体の管理によって維持しており、小売電気事業者はそのためのコストを託送に付随するサービス(アンシラリーサービス)として負担することにより担保されている。

(2) 経過措置料金による小売供給

ア 適正な電力取引の観点から望ましい行為

経過措置料金が現行制度の中で自由料金における創意工夫を取り込んでいくことが望ましい。これによって、自由料金及び経過措置料金双方において、コストに見合った形でより多様な料金体系が実現し、電気事業制度改革の趣旨である全ての需要家に効率化の成果が行き渡ることが期待される。

イ 適正な電力取引の観点から問題となる行為

規制料金である経過措置料金が、自由料金との整合性を著しく欠いており不公平であるといった紛争が経過措置料金の対象需要家とみなし小売電気事業者の間で生じた場合には、経済産業省及び電力・ガス取引監視等委員会は紛争処理のプロセスにおいてこれを処理することとなる。その中で実際に、経過措置料金の設定が不适当であり、経過措置料金の対象需要家の利益が阻害されるおそれがあると認められる場合には、電気事業法上の特定小売供給約款の認可申請命令が発動される(平成26年改正法附則第16条第3項でなお効力を有するとされている電気事業法第23条)。

Ⅱ 卸売分野等における適正な電力取引の在り方

1 考え方

平成7年の電気事業制度改革では、卸電力事業への参入規制が原則撤廃され、電力の卸売市場（以下「卸電力市場」という。）が自由化された。独立系発電事業者は、一般電気事業者が実施する卸電力入札に参加することで卸電力市場への参入が可能となった。しかしながら、電気事業者が自己で電源を保有する場合には、投資決定から発電所の開発・稼働に至るまで一定の時間が必要であり、区域において一般電気事業者であった発電事業者や卸電気事業者であった発電事業者が、火力や水力、原子力等の多くの発電所を保有し、発電電力量の大宗を占める状態が続いている。

また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者は、依然として一般送配電事業者の供給区域内で高い市場シェアを有しており、自己又はグループ内の発電部門との内部取引に加えて、他の発電事業者との長期かつ固定的な相対契約を維持している。

加えて、卸電力取引所における取引量は増加傾向にあり、小売販売電力量の3割から4割程度に達しているものの、小売電気事業者が小売供給に必要な電気を卸電力市場から十分確保できる環境が整備されたとまではいえない。

令和2年度冬期の市場価格高騰時においては、卸電力取引所で売り切れ状態が継続的に発生し、スパイラル的に価格市場価格が上昇した結果、一部の小売電気事業者において供給力を確保できない事態も生じた。

電気事業制度改革の目的である小売電気料金の最大限の抑制、電気の利用者の選択機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大を実現するためには、電力の小売市場において公正かつ有効な競争が行われる必要があり、そのためには更なる卸電力市場の活性化や市場の公正性・透明性の向上が不可欠である。

（１）小売電気事業者への卸供給等

① 卸電力市場の活性化のためには、小売電気事業者が電気の卸供給を受けることを不当に妨げられないことが重要である。

② また、区域において一般電気事業者であった発電事業者が他の小売電気事業者に対して行う常時バックアップについては、電気事業法上規制をされていないが、電気事業の健全な発達を図る観点から、他の小売電気事業者が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて一定割合（特高・高圧需要：3割程度、低圧需要：1割程度）の常時バックアップが確保されるような配慮を区域において一般電気事業者であった発電事業者が行うことが適当である。この場合、常時バックアップは、区域において一般電気事業者であった発電事業者等（定義は下記のとおり）が、当該発電事業者等及びその関連会社（注1）が支配的な卸供給シェア（注2）

を有する一般送配電事業者の供給区域において、他の小売電気事業者に対して行うこととする。

なお、区域において一般電気事業者であった発電事業者が、常時バックアップの契約窓口を、親会社等の自己以外の事業者（区域において一般電気事業者であった小売電気事業者を含む。以下、常時バックアップの契約窓口となる事業者及び区域において一般電気事業者であった発電事業者を併せて「区域において一般電気事業者であった発電事業者等」という。）に設けることは差し支えない。むしろ、区域において一般電気事業者であった発電事業者が分社化して複数の発電事業者になる場合には、常時バックアップの契約手続が複雑になることを防ぐ観点から、分社化された発電事業者のいずれか又は親会社等の自己以外の事業者に、常時バックアップの契約窓口を一本化することが適当である。

また、常時バックアップの価格については、ベース電源代替としての活用に資するよう、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げるよう見直しが行われたところである。電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者があまりに過度に相当の長期間にわたって常時バックアップに依存することは望ましくなく、卸電力取引所など卸電力市場の活性化により、今後は、小売電気事業者が小売供給に必要な電力を十分確保できる環境を整備することが期待されている。ただし、そのためには、例えば卸電力取引所における取引を十分に厚みのあるものにするための環境整備や市場監視が十分になされることなどの条件が整うことが必要となる。

（注１）常時バックアップの供給区域を確定するに当たっては、以下の（a）又は（b）に該当する発電事業者を区域において一般電気事業者であった発電事業者等の関連会社とみなし、支配的な卸供給シェアの有無については、区域において一般電気事業者であった発電事業者等及びその関連会社のシェアの合算で考える。

（a）区域において一般電気事業者であった発電事業者等（又はその親会社）が他の発電事業者の議決権の３分の１以上を有する場合における当該他の発電事業者

（b）区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、長期の卸供給に関する相対契約を締結している場合における、当該契約の相手方である発電事業者

（注２）支配的な卸供給シェアは、５０パーセント以上が一つの目安となる。

- ③ 大規模発電事業者（注１）が保有するベースロード電源を投入し、電力自由化により新規参入した小売電気事業者が電気を年間固定価格で調達するベースロード市場は、電力自由化により新規参入した小売電気事業者が、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と同様の環境でベースロード電源を利用できる環境を実現することで、小売電気事業者間のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットィングを図り、小売競争を活性化させることを目的としている。ただし、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者及びその

関連会社（注２）については、当該区域が含まれないベースロード市場の市場範囲（注３）において、ベースロード市場から電気を調達することを妨げるものではない。

（注１）ここでいう大規模発電事業者とは、全国で５００万kW以上の発電規模を有する発電事業者、その親会社又は当該発電事業者若しくはその親会社から３分の１以上の出資を受ける発電事業者である。

（注２）ここでいう区域において一般電気事業者であった小売電気事業者の関連会社とは、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者又はその親会社が他の小売電気事業者の議決権の３分の１以上を有する場合における当該他の小売電気事業者である。

（注３）ベースロード市場の市場範囲はスポット市場の市場分断発生頻度等を加味して、卸電力取引所にて決定される。

仮に、発電事業者がベースロード市場に十分な量の電力を投入しない場合、電力自由化により新規参入した小売電気事業者によるベースロード市場からの電気の調達が妨げられ、健全な小売競争が阻害されるおそれがある。

このため、大規模発電事業者は、電気事業法上規制をされていないが、ベースロード市場の目的を達成するため、卸電力取引所など卸電力市場が活性化されるまでの間は、新規参入した小売電気事業者のベース需要に対し十分な量を市場へ投入するような配慮を行うことが適当である。

また、市場の活性化の観点から、大規模発電事業者以外の事業者がベースロード市場に電力を投入することも推奨される。

なお、ベースロード市場の取引の実施に当たっては、資源エネルギー庁の定める「ベースロード市場ガイドライン」が参考になる。特に、大規模発電事業者がベースロード市場に電力を投入する際、同ガイドラインに規定する算定式にしたがって、資源エネルギー庁が算定した量を下回らない量の電力をベースロード市場に投入すること、及びその価格については、自己又はグループ内の小売部門に対する自己のベースロード電源の卸供給料金と比して不当に高い水準としないことが望まれる。

- ④ 独占禁止法上は、区域において一般電気事業者であった発電事業者が、他の小売電気事業者に対して自己又はグループ内の小売部門との内部取引に比して不当に高い卸供給料金を設定したり、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、発電事業者による他の小売電気事業者に対する卸供給を不当に妨げたりすることは、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、問題となりやすい。

- ⑤ 電気事業法に基づく指定区域（同法第２０条の２第１項）では、当該指定区域が指定された時点において、指定区域内の需要について一般送配電事業者と小売電気事業者の間で託送契約が締結されている場合に、当該事業者間の託送契約が継続できるよう、一般送配電事業者が指定区域において確保した供給力を、契約

維持を望む小売電気事業者に卸供給する措置を設けることが必要である。

この際、契約が維持できると考えられる適切な価格として、当該指定区域が指定される前の供給力の調達方法を踏まえつつ、先物・先渡・BL・スポット・時間前市場、インバランス料金等を参考とすることが適当である。

（２）卸電力取引所の活性化

卸電力市場については、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者による長期の相対契約が大宗を占める構造に大きな変化はみられないが、自由化の進展に伴い卸電力の取引形態は多様化し、市場の流動性が徐々に高まっている。

電気事業分科会報告書「今後の望ましい電気事業制度の骨格」（平成１５年２月１５日）において、投資リスクの判断の一助となる指標価格の形成、需給ミスマッチ時の電力の販売・調達手段の充実等、事業者のリスクマネジメント機能を強化するため、卸電力取引所の設立が提言された。これを受けて、平成１７年４月から一般社団法人日本卸電力取引所において卸電力取引市場が開設され、同法人は平成２８年４月に電気事業法に基づき卸電力取引所として経済産業大臣による指定を受けている。卸電力取引所が開設する卸電力市場は、卸電力取引の担い手の全てが参加し得るマーケットであり、卸電力市場の中で重要な役割を担っている。こうしたことから、一般社団法人日本卸電力取引所は、卸電力取引所における取引で不正な行為又は不当な価格形成がないかということを常に監視し、取引の公正を確保することが望まれる。

卸電力取引所の活用については、電力システム改革専門委員会報告書において、必要な適正予備率を確保した上で、余力は原則全量を卸電力取引所に投入することが適当であるとされており、平成２５年３月以降、これを踏まえた一般電気事業者であった９社の自主的な取組が行われている。

電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者にとっては、電源調達の多様化という観点から卸電力取引所における取引は重要であり、常時バックアップの役割が卸電力取引所における取引等に移行される場合には、更にその重要性は高まるものと考えられる。また、卸電力取引所におけるスポット取引等は、余剰電力の入札先及びインバランスの発生を未然に防ぐための電源調達先として、当該小売電気事業者の事業継続に欠かせない機能を有している。

卸電力市場の活性化のためには、区域において一般電気事業者であった発電事業者や卸電気事業者であった発電事業者が、余剰電力を積極的に卸電力取引所に投入することが重要である。また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、発電事業者による卸電力取引所への電力の投入を不当に妨げることは、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上問題となりやすい。

（３）卸電力市場の透明性

卸電力取引所における取引及び相対契約を含めた卸電力市場の活性化のためには、市場の健全性と公正性を確保し、市場参加者の信頼を得ることで、市場参加者の増加や取引量の拡大につなげていくことが重要である。一般に、電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者は、自己の需要をカバーできる十分な電源を保持していない場合も多く、常時バックアップや部分供給に加え、卸電力取引所を通じた電力の調達や発電事業者との相対契約を締結する必要がある。

しかしながら、卸電力市場において相場操縦が行われれば取引価格や市場の流動性に影響を与える可能性があり、また、発電ユニットの停止情報等の卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報を一部の電気事業者のみが知る状況では、市場に対する不信感から新規参入者が参入を断念する事態等につながりかねない。このことから、将来の市場の予見性の向上、市場参加者・需要家の市場に関する理解・信頼性の向上を図ることが望まれる。

そのため、卸電力市場において相場操縦やインサイダー取引を行うこと及び卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報を公表しないことは電気事業法上問題となり得ることを明らかにし、また、発電に関する情報を広く公開することを求めていくことによって、卸電力市場の透明性の向上を確保していくことが必要である。

（４）容量市場の活性化

容量市場は、発電事業者等が、その保有する電源等を広域機関が開催するオークションに入札し、落札された電源を中長期的な供給力として確保するものである。容量市場の趣旨は、第一に、発電事業者等が一定の投資回収の予見可能性を確保すること、第二に、市場原理を通じて適切に電源の新陳代謝を行い、小売電気事業者等が効率的に中長期的に必要な供給力を確保することである。そのため、容量市場における市場支配的事業者が市場への応札価格をつり上げる又は市場への応札を差し控えることにより、約定価格が本来形成されるべき約定価格よりも高騰してしまうことは、容量市場の趣旨に反する。

したがって、容量市場における市場支配的事業者は、容量市場において必要な供給力を確保するために必要な金額を不当に上回る約定価格が形成されないように配慮を行うことが適当である。

なお、容量市場の入札の実施に当たっては、資源エネルギー庁の定める「容量市場における入札ガイドライン」が参考になる。

（５）需給調整市場の透明性

需給調整市場は、一般送配電事業者が供給区域内の需給バランス・周波数調整を

行うために必要な調整力を、区域をまたいで全国的に調達し運用するための仕組みである。需給調整市場の開設により、調整力の分野においても区域を越えた発電事業者等の競争が発生し、それを通じて、全国大のMeritオーダーに基づく最適な調整力の調達・運用が実現することが期待される。

需給調整市場における公正かつ有効な競争を通じ、調整力の価格がコストや需給状況を適切に反映したものとなることは、調整力の適切な運用を確保する上で極めて重要であり、また、令和4年度以降は調整力の限界的なkWh価格をインバランス料金に引用していることから、インバランス料金の公正性という観点からも重要である。

しかしながら、需給調整市場においては、当面、以下の理由から、競争が限定的となる場合が多く発生すると考えられる。

- いくつかの地域間連系線において、高い頻度で空き容量がない状況が発生すると見込まれ、その場合には、市場分断が発生すること。

- 現状、各区域において調整力を提供する事業者が限定されているため、市場分断が発生した場合には、競争が限定的な区域が発生すること。

したがって、需給調整市場の適正な価格形成を確保するため、需給調整市場において相場操縦を行うことは電気事業法上問題となり得ることを明らかにする。

また、市場支配力を有する可能性の高い事業者においては、適正な価格形成をより確実に確保するため、競争的な市場であった場合に合理的となる行動を常にとるよう配慮することが適当である。

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 小売電気事業者への卸供給等

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

- 発電部門と小売部門を分社化した際の常時バックアップの契約窓口

区域において一般電気事業者であった者が発電部門と小売部門の分社化を行う等の組織再編を行った場合、常時バックアップの契約窓口は、他の小売電気事業者と直接的な競争関係にないグループ内の事業者（区域において一般電気事業者であった発電事業者、親会社等）に設置することが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

- ① 卸供給契約における不当な料金設定等

区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、単独で、他の小売電気

事業者に対して、不当に電気の卸供給料金を高く設定すること又は電気の卸供給を拒否し若しくは供給量を制限することにより、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。

区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、他の発電事業者等と共同して、他の小売電気事業者に対して、正当な理由なく電気の卸供給料金を高く設定すること又は電気の卸供給を拒否し若しくは供給量を制限することは、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）。

また、区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、他の発電事業者等と共同して、他の小売電気事業者に対する電気の卸供給料金を設定し又は供給量を制限することにより、市場における競争を実質的に制限する場合には、独占禁止法上違法となる（私的独占、不当な取引制限）。

（注）取引拒絶等に該当するかどうかは卸電力取引所等の卸電力市場の動向等を踏まえて、個々の取引における区域において一般電気事業者であった発電事業者等の行為が不当に他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるかどうかにより判断されることになる。

② 卸供給契約や余剰電力購入契約の解除・不当な変更

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者に電気を卸供給する事業者（他の発電事業者、自家発電等設備を有する需要家等。以下「卸売事業者」という。）は、卸供給契約や余剰電力購入契約の変更を行うこと等により、発電電力及び放電電力の一部を他の小売電気事業者に卸供給したり、直接需要家に小売供給することにより電気の小売業に新規参入したりすることが可能である。電気事業分野における公正かつ有効な競争を促進する観点から、これらの事業者の参入が期待されているところである。

しかしながら、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、他の小売電気事業者に卸供給しようとし、又は直接需要家に小売供給しようとする卸売事業者に対して、自己が供給を受ける分の卸供給契約や余剰電力購入契約を解除する若しくは解除を示唆すること、又は当該供給料金を引き下げる若しくはそのような引下げを示唆することは、卸売事業者が他の小売電気事業者への卸供給や自らの小売供給を断念せざるを得なくさせるものであることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別対価等）。

なお、電源を保有する事業者が、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者に全量を卸供給する場合と異なり、その一部を小売供給に転用する場合であって、小売量の変動に伴う卸電力量や余剰電力量の変動が生じる場合には、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が全量購入時と比べて供給の安定性の低下を適正に反映した購入単価の引下げを行っても、直ちに独占禁止法上問題とはならない。

③ 常時バックアップにおける不当な取扱い

常時バックアップは、電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者にとって引き続き主要な電源調達手段となっている。また、区域において一般電気事業者であった発電事業者等が小売電気事業者に供給し得る発電設備の大半を確保し、区域を越えた卸供給が限定的にしか行われておらず、卸電力市場からの調達も十分にできない状況においては、多くの小売電気事業者は、常時バックアップを当該発電事業者等に依存せざるを得ない状況にある。

このような状況において、区域において一般電気事業者であった発電事業者等に供給余力が十分にあり、他の小売電気事業者との間では卸供給を行っている一方で、特定の小売電気事業者に対しては常時バックアップを拒否し、正当な理由なく供給量を制限し又は不当な料金を設定することは、当該小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。

- 特定の小売電気事業者に対して、常時バックアップを拒否し、又は正当な理由なくその供給量を制限すること。
- 特定の小売電気事業者に対して、同様の需要形態を有する他の需要家に対する自己の小売料金に比べて高い料金（注）を設定したり、グループ内の小売電気事業者に対する自己の卸供給料金に比べて不当に高い料金を設定したりすること。

（注）常時バックアップ料金の不当性の判断においては、常時バックアップでは発生しない需要家への小売供給に係る託送費用や営業費用を減じないなど、費用の増減を適正に考慮しているかどうかを含めて評価することとなる。

- 複数の需要家へ小売供給している小売電気事業者に対する常時バックアップについて、当該小売電気事業者が当該常時バックアップ契約を一本化するか別建てにするかを選択できないようにすること。
- 複数の需要家へ小売供給している小売電気事業者に対する常時バックアップについて、当該小売電気事業者が常時バックアップ契約の別建てを求めているにもかかわらず一本化しか認めず、期限付きの需要の終了に伴い契約電力を減少させた場合に当該小売電気事業者に対し違約金・精算金を課すこと。

④ ベースロード市場への電力投入の制限

区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、不当にベースロード市場に電力を投入しない又はその数量を制限することにより、他の小売電気事業者がベースロード市場において電気を調達することができず、その事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）。

⑤ 卸売事業者に対する小売市場への参入制限

卸売事業者が区域において一般電気事業者であった小売電気事業者への卸供給の余剰分を活用して小売市場に新規参入する場合に、当該小売電気事業者が当該卸売事業者との卸供給契約を解除する若しくは解除を示唆すること、又は卸供給料金を不当に低く設定する若しくはそのような設定を示唆することは、卸売事業者の新規参入を阻害するおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）。

⑥ 卸売事業者に対する優越的な地位の濫用

卸売事業者に対して区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、正常な商慣習に照らして不当に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施する場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（優越的地位の濫用）。

⑦ 発電等用電気工作物の買取り

区域において一般電気事業者であった発電事業者が、自己の電力供給能力を増強・補完するために、他の発電事業者や自家発電等設備を有する需要家から発電等用電気工作物（発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。）を買い取ることは、基本的には経営判断の問題である。

しかしながら、区域において一般電気事業者であった発電事業者が、他の事業者と発電等用電気工作物の売却交渉を行っている他の発電事業者や自家発電等設備を有する需要家に対して、不当に高い購入価格を提示したり、自己又はグループ内の小売部門が自家発補給契約により小売供給する電気の料金その他の取引条件を従来の条件に比して有利に取り扱い、又は他の事業者に売却した場合には従来の条件に比して不利な条件を設定することを示唆したりすることは、他の事業者への売却を断念せざるを得なくさせるものであることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。

- 余剰電力が十分あるにもかかわらず、現状の資産価値に比べて著しく高い買取り価格を提示すること。
- 自己に売却することを条件に自己又はグループ内の小売部門の自家発補給契約等自己又はグループ内の提供するサービスの料金を割り引くこと。
- 他の事業者に売却した場合、自己又はグループ内の小売部門の提供するサービスを拒否し、又は当該サービスの料金を従来の料金に比して高く設定すること。

（２）卸電力取引所の活性化

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

小売電気事業者が活発な競争を行うためには、常に電力を市場から調達できる環境が必須であり、そのためには、以下の①及び②に示されるように、各電気事業者が卸電力取引所を積極的に活用し、市場の流動性を高めていくことが期待される。

また、卸電力取引所は、電力の卸取引の機会の拡大及び卸取引の指標として適正な価格の形成を図ることにより円滑な卸取引に資することを目的とする法人として経済産業大臣から指定を受けていることに鑑み、電気事業法に基づく売買取引数量等の公表（電気事業法第99条の5）に加え、以下の③及び④に示されるように、卸電力取引所内の取引の適切性について監視を行うとともに、取引情報の公開を実施することが望まれる。

① 積極的な活用

発電事業者、小売電気事業者、卸売事業者等が卸電力取引所における取引を各々積極的に活用すること、特に発電容量で圧倒的な市場シェアを有する区域において一般電気事業者であった発電事業者は取引量増加に向けて相応に努力することが、卸電力取引所の流動性向上に資するため、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

② 売り札

区域において一般電気事業者であった発電事業者の電源が卸電力取引所において取引されない場合は、卸電力取引所における取引が厚みをもつことを期待し得ないため、当該発電事業者においては、余剰電源を卸電力取引所に対して積極的に投入することが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

③ 市場監視

市場シェアが大きい発電事業者は、卸電力取引所内の取引においても、単独、又は他の電気事業者と協調して取引量及び価格を自己に有利に設定できる可能性がある。したがって、卸電力取引所において、不正な取引の監視のみならず、このような支配的事業者の行動の検証を含めた市場監視を行うとともに、各市場参加者の日常的な取引行為に関する市場監視等について、より実効性ある監視手法を今後とも追求していくことが公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

④ 情報公開

卸電力取引所において、価格形成の信頼性の確保に資するような取引情報の公開が実施されていくこと、また、市場監視の監視結果についても、適切に情報公開が行われることが公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

① 卸電力取引所への電力投入の制限

区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、単独で、不当に卸電力取引所に電力を投入しない又はその数量を制限することにより、他の小売電気事業者が卸電力取引所において電力を調達することができず、その事業活動を困難にさせるおそれがあるなどの場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）。

区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、他の発電事業者等と共同して、正当な理由なく卸電力取引所に電力を投入しない又はその数量を制限することは、他の小売電気事業者が卸電力取引所において電力を調達することができず、その事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）。

また、区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、他の発電事業者等と共同して、卸電力取引所に投入する電力の数量を制限し、卸電力取引所における適正な価格形成を妨げることなどにより、競争を実質的に制限する場合には、独占禁止法上違法となる（私的独占、不当な取引制限）。

② 自家発補給契約の解除・不当な変更

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自家発電設備を活用して卸電力取引所に参加しようとする自家発電設備を有する者に対して、自家発補給契約を打ち切る若しくは打ち切りを示唆すること、又は従来 of 料金より高く設定する若しくはそのような設定を示唆することは、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、差別対価等）。

③ 需給調整契約の解除・不当な変更

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、卸電力取引所に参加しようとする自家発電等設備を有する者との既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切りを示唆することは、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、差別取扱い等）。

④ 卸供給契約や余剰電力購入契約の解除・不当な変更

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、卸電力取引所に参加しようとする卸供給契約や余剰電力購入契約を締結している卸売事業者に対して、自己が供給を受ける分の卸供給契約や余剰電力購入契約を解除する若しくは解除を示唆すること、又は卸供給料金や余剰電力購入料金を引き下げる若しくはそのような引下げを示唆することは、他の小売電気事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、差別対価等）。

（３）卸電力市場の透明性

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

① 法令遵守体制の構築

電気事業者は、卸電力市場におけるインサイダー取引や相場操縦を防ぐため、内部的な取引監視体制を構築することが望ましい。具体的には、所属する従業員等に対して社内教育を行い、電気の卸取引に関し問題となる行為等について周知するとともに、インサイダー情報に該当し得る情報の社内管理体制の構築を行うことが望ましい。

② 発電実績の公開

卸電力市場の透明性、市場参加者の予見性向上のため、十分な発電情報が公開されることが望ましい。具体的には、発電事業者は、合理的な理由があると認められる場合を除き、認可出力１０万kW以上の発電ユニットについて、一般送配電事業者及び広域機関が構築・運用していくシステムを通じ、３０分コマごとの発電量を、電源種別・発電方式とともに、発電実績がユニットごとに実需給後５日以内に公開されるようにすることが望ましい。

③ スポット市場における売り札

スポット市場においては、シングルプライスオークション方式の下、市場支配力を行使することができる供給者（プライスメーカー）が存在しない状況を前提とすれば、市場支配力を有さない供給者（プライステイカー）にとっては余剰電力の全量（注１）を限界費用（注２）で市場供出することが利益及び約定機会を最大化する経済合理的な行動と考えられる。一方で、プライスメーカーが存在する場合、当該プライスメーカーが入札価格の引き上げ行為や売惜しみ行為により約定価格を上昇させるおそれがある。したがって、卸電力市場に対する信頼を確

保する観点から、スポット市場において売り札を入れる事業者は、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが望ましい。このように行動している限りにおいて当該事業者は、下記イ③における「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」に該当しないものとする。

また、スポット市場において売り札を入れる事業者のうち、市場支配力を有する可能性の高い事業者（注３）においては、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが特に強く求められる。したがって、当該事業者がこれに反して、合理的な理由なく、限界費用に基づく価格よりも高い価格で市場に供出した場合や、余剰電力の全量を市場に供出しなかった場合においては、下記イ③における「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」に該当することが強く推認される一要素となる。

（注１）余剰電力の全量とは、スポット市場への入札時点において算定される各コマの自社供給力から、自社想定需要（自社小売需要と他社への相対契約に基づく供給量等の合計）・予備力・入札制約をそれぞれ差し引いた残りの供給力のことをいう。

（注２）限界費用とは、電力を１kWh追加的に発電する際に必要となる費用をいい、燃料費等がこれに当たる。なお、限界費用における燃料費について、卸電力市場への入札によって燃料が消費されることで将来的な需要に対応するために追加的な燃料調達を行う必要が生じるときであって、当該価格・量での燃料の追加的な調達が合理的であると客観的に確認可能な場合には、燃料の追加的な調達費用を考慮し得る。また、限界費用の考え方について、燃料制約の発生時においては、非両立性の関係（スポット市場で約定すると他の機会では販売できないという関係）が成立することを前提とし、当該価格・量の妥当性が客観的に確認可能な場合には、将来における電力取引の価格を機会費用として考慮し得る。

（注３）市場支配力を有する可能性の高い事業者とは、地域間連系線のスポット市場入札時点における月別分断発生率が継続して高い連系線（具体的には、北海道本州間連系設備、東京中部間連系設備、及び、中国九州間連系線）により４区分した地理的範囲において、当該範囲における総発電容量に対して保有する発電容量（発電事業者との長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量を含む。）が２０パーセントを超える、又は、当該範囲における主要な供給者（Pivotal Supplier：当該範囲の年間ピーク需要を満たすために当該供給者が保有する供給力が不可欠とされる供給者）と判定される電気事業者のことをいう。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

① インサイダー取引

一部の電気事業者のみが、インサイダー情報（注）を入手し、これに基づいて取引を行うことができるとすれば、当該情報を知る電気事業者のみが当該情報に基づいた取引により卸電力市場で利益を得て、他方で当該情報を知らない電気事業者が損失を被るおそれがある。このように、インサイダー情報を知る一部の電気事業者のみがインサイダー情報を知って取引を行うことは、卸電力市場における健全性と公正性を損なうおそれがあることから、電気事業法に基づく業務改善命令又は業務改善勧告の対象となり得る。

（注）インサイダー情報とは、電気の卸取引に関係があり、卸電力市場（相対契約を含む。）の価格に重大な影響を及ぼす以下の事実等をいう。

- （a）認可出力10万kW以上の発電ユニットの計画外停止に係る事実（停止日時、ユニット名、当該発電ユニットが所在するエリア及び発電容量）
- （b）上記（a）の発電ユニットを保有する発電事業者が合理的に推測する当該ユニットの停止原因及び復旧見通し
- （c）認可出力10万kW以上の発電ユニットの計画停止を決定した場合における当該決定の事実
- （d）上記（c）の決定を変更する決定を行った場合における当該変更決定の事実（当該変更決定を更に変更する場合も含む。）
- （e）上記（a）又は（c）の発電ユニットの復旧予定日を決定した場合における当該決定の事実
- （f）認可出力10万kW以上の発電ユニットにおいて継続する24時間以内における合計240万kWh以上の出力低下が合理的に見込まれる場合（当該出力低下を決定した場合を含む。）における当該事実（出力低下日時、ユニット名、当該発電ユニットが所在するエリア及び出力低下量）。ただし、自然変動電源（例えば太陽光発電や風力発電など）において、設備など発電能力に問題がなく単に未来の気候条件により発電量の低下が見込まれる場合はこの限りでない（注）。
- （g）上記（f）により開示された見込みに変更が生じた場合における当該変更後の見込み（当該変更後の見込みを更に変更する場合も含む。）
- （h）広域機関の系統情報公開サイト（広域機関システム）において公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等

なお、上記（a）～（c）にいう発電ユニットの「停止」とは、発電ユニットが電力系統から解列することを指し、そのうち「計画停止」とは発電事業者が意図して行うものをいい、「計画外停止」とは発電事業者の意図とは無関係に起こるものをいう。需要が低いときに行う停止であって、速やかに認可出力までの出力増が可能であり、市場価格やインバランス料金に影響を与えない日常的な運用（注）による停止については、公表対象となる発電ユニットの「計画停止」には含まれない。

（注）DSS（日々停止：Daily Start and Stop（電力需要の低い夜間に停止

し、翌日の朝方に起動する運用))、バランス停止、ユニット差替え、揚水式水力発電における水量管理のためのポンプアップなどの運用（ただし、市場価格に影響を与えない時間帯に行うものに限る。）等による停止。

また、上記（f）にいう「出力低下」とは、発電ユニットが、停止（解列）には至らないものの電力系統に認可出力のうちの一部の容量分の電力を供給できないことを指し、例えば、設備の清掃・点検や不具合・故障等に伴う場合及び燃料制約（水力発電（流込式を除く。）の貯水量不足の場合もこれに同じ。以下本節において同様。）や公害防止協定等の入札制約による場合は「出力低下」に含まれ、継続する24時間以内における合計240万kWh以上の出力低下が合理的に見込まれる場合には公表対象となる。他方で、需要が低いときに行う出力抑制であって、速やかに認可出力までの出力増が可能であり、市場価格やインバランス料金に影響を与えない日常的な運用は、上記の「計画停止」と同様、ここでいう「出力低下」には含まれない。

なお、公表対象外となる日常的な運用は、需要が低いときに行うもので、速やかに認可出力までの出力増が可能であり、市場価格やインバランス料金に影響を与えない場合に限る。そのため、燃料制約の対象に含まれる電源のDSSやバランス停止、ユニット差替え等の場合は公表対象外となる日常的な運用には該当しない。また、停止や出力低下の原因として日常的な運用と他の理由が併存する場合は、一部の理由が日常的な運用であることをもって、公表対象外とすることは認められない。同様に、24時間以内における240万kWh以上の出力低下の基準の算定との関係で、時間的に継続する出力低下について一部の時間を日常的な運用、その他の時間を他の理由を原因とするものとして、当該日常的な運用の時間を控除して算定することは認められない。

（注）例えば天災による設備の故障や生物発生による発電能力の制約等の場合は、単に未来の気候条件により発電量が低下する状況とは異なるため上記のただし書に該当せず、継続する24時間以内における合計240万kWh以上の出力低下が合理的に見込まれる場合には公表対象となる。

具体的には、以下に掲げる行為は、インサイダー取引として問題となる（なお、ここでいう卸取引とは、物理的な電力の取引のみを指し、先物電力取引は含まない。）。

- 業務上インサイダー情報を知った電気事業者又は当該電気事業者からインサイダー情報の伝達を受けた電気事業者が、インサイダー情報の公表前に、当該インサイダー情報と関連する卸取引をする行為
- 業務上インサイダー情報を知った電気事業者又は当該電気事業者からインサイダー情報の伝達を受けた電気事業者が、インサイダー情報の公表前に、第三者に利益を得させ又は第三者の損失の発生を回避させる目的をもって、当該

第三者に対しインサイダー情報を開示する、又は情報に関連する卸取引を勧める行為

ただし、以下の取引は、当該取引を行う正当な理由があるため、問題となる行為には該当しない。この場合、当該取引を行った電気事業者は、電力・ガス取引監視等委員会に対して、当該取引の後速やかに、当該取引の内容及び当該取引が正当化される理由（以下のいずれかの類型に該当する理由）について報告を行うことが適当である。

- 緊急の物理的な電力不足を補填する場合など、電力の安定供給のために、インサイダー情報の公表に先立って行うことが必要不可欠である取引
- インサイダー情報を知る前に締結していた契約又は決定していた計画に基づいて行われた取引
- 広域機関が実施する電気事業法第28条の44に基づく指示に関する電力取引として行う場合
- インサイダー情報を入手する電気事業者の内部において、実際にインサイダー情報を知る者と卸取引を行う者の間に適切な情報遮断措置（ファイアウォールの設置）が講じられている場合に、卸取引を行う者がインサイダー情報を知られないで行った取引

② インサイダー情報の公表を行わないこと

卸電力市場の健全性と公正性を確保するためには、卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報について、適時に公表を行うことが重要である。

インサイダー情報のうち、(h) 広域機関の系統情報公開サイト（広域機関システム）において公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等については、市場参加者は、同サイトを閲覧することにより卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼす事実等を知ることが可能である。

他方、インサイダー情報のうち(a) ないし(g)（認可出力10万kW以上の発電ユニットの計画外停止及び計画停止並びに継続する24時間以内における合計240万kWh以上の出力低下に関する事実等）については、一般に市場参加者が知り得る情報ではないため、停止又は出力低下する発電ユニットを保有する発電事業者が、以下に記載の時期及び方法等に従って、当該情報を公表することが適切である。

上記のような適時の公表を行わないことは、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告（電気事業法第27条の29、第27条第1項、第66条の12第1項）の対象となり得る。

ただし、例えば、大規模災害等により複数の発電ユニットが停止し、事故情報の把握や復旧操作等に人員を割く必要があり、1時間以内の公表が実務的に困難な場合など、適時に公表できないことにつき正当な理由がある場合には、この限りでない。この場合、電気事業者は、適時に公表できなかったことについての正

当な理由を、公表後速やかに電力・ガス取引監視等委員会に報告することが適当である。

i 公表内容とその時期

《計画外停止の場合》

公表内容	公表時期
計画外停止に関する速報 ● 発電事業者名 ● 停止した発電ユニットの名称・容量、当該発電ユニットが所在するエリア ● 停止の日時 ● 停止の原因（不明である場合はその旨）	計画外停止の発生後 1 時間以内
計画外停止に関する詳報 ● 停止の原因（不明である場合はその旨） ● 復旧見通し（見通しが立たない場合はその旨）	計画外停止の発生後 4 8 時間以内 （公表した情報に変更・更新がある場合は、変更・更新についての決定後速やかに）
復旧時期の公表	復旧時期の決定後速やかに

《計画停止の場合》

公表内容	公表時期
計画停止の予定 ● 発電事業者名 ● 停止を予定する発電ユニットの名称・容量、当該発電ユニットが所在するエリア ● 停止からの復旧予定時期 ● 停止の原因	計画停止の決定後速やかに
計画停止の予定の変更	変更についての決定後速やかに
復旧時期の公表（公表済みの計画停止の予定どおりに復旧が行われる場合は不要）	復旧が行われる 4 8 時間前まで

《出力低下の場合》

公表内容	公表時期
出力低下の見込み ● 発電事業者名 ● 出力低下を見込む発電ユニットの名称・容量、見込まれる出力低下量（注）、当該発電ユニットが所在するエリア （注）期間中に見込まれる出力低下量に幅がある場合には、その最大値、最小値及び平均値 ● 出力低下の解消時期の見込み（注） （注）例えば燃料制約の場合、発電事業者がある時点の情報（燃料在庫、配線計画、今後の需要見通し）に基づき燃料制約の実施を決定する際には、この燃料制約量が出力低下の開示要件に該当する状況が解消すると見込まれる時期を登録するものとする。 ● 出力低下の原因	継続する24時間以内において合計240万kWh以上の出力低下が見込まれた後速やかに
公表された出力低下の見込みの変更（出力低下の解消時期の変更を含む。）	見込みの変更後速やかに

（注）復旧とは、いわゆる営業運転（電気の卸供給が行えるような運転）の再開を指し、試運転を含まない。

ii 公表方法

発電事業者は、市場参加者が適時に全ての公表対象事実を把握できるように、一般社団法人日本卸電力取引所が設置する情報公表サイトにおいて、一元的に対象となるインサイダー情報を公表する。

③ 相場操縦

卸電力市場に対する信頼を確保する観点から、以下に掲げるような市場相場を人為的に操作する行為は、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得る。

- 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような偽装の取引（仮装取引（自己取引等の実体を伴わない取引）、馴合取引（第三者と通謀して行う取引）、又は真に取引する意思のない入札（先渡し掲示板における取引の申込みを含む。）のことをいう。）を行うこと
- 市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと
- 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような情報を広めること（例えば、市場相場が自己又は第三者の操作によって変動する旨を流布すること等）

上記のうち、「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」として問題となる具体的な行為には、以下のものがある。

- 市場の終値を自己に有利なものとすることを目的として市場が閉まる直前に行う大量の取引
- 他の電力に関係した取引（例えば、先物電力取引など）を自己に有利なものとすることを目的として、取引価格の高値又は安値誘導により市場相場を変動させる行為
- 市場相場をつり上げる又はつり下げることと市場取引が繁盛であると誤解させるような取引を行うこと（例えば、濫用的な買い占めや大量の買い入札により市場相場をつり上げる場合等）
- 市場分断の傾向の分析や事前に入手した連系線の点検情報等により、市場分断が起こることを予測した上で、継続的高値での入札や売惜しみ等を行って市場相場を変動させること
- その他意図的に市場相場を変動させること（例えば、本来の需給関係では合理的に説明することができない水準の価格につり上げるため売惜しみをするなど）

（４）容量市場の活性化

- 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

容量市場の市場管理者である広域機関は、電気事業法第28条の40第5号に定める業務として容量市場の市場管理を行うに当たり、容量市場における入札の結果を踏まえた市場競争の状況検証及び容量市場制度の包括的な検証を行うと

ともに、検証結果の公開を実施することが望ましい。

(5) 需給調整市場の透明性

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

需給調整市場における適正な価格形成を確保する観点から、各事業者は、調整力の応札価格及び調整電力量料金に適用する単価の登録においては、競争的な市場において合理的な行動となる価格で入札（登録）を行うことが望ましい。

なお、その詳細については、需給調整市場ガイドラインを参考とすること。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

○ 相場操縦

需給調整市場における適正な価格形成を確保する観点から、以下に掲げるような市場相場を人為的に操作する行為は、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得る。

- ① 市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと。具体的には以下のものがある。
 - (a) 市場分断の傾向の分析や事前に入手した地域間連系線の点検情報等により、市場分断が起こることを予測した上で、継続的高値での入札（下げ調整の場合は、継続的安値での入札）や売惜しみ等を行って市場相場を変動させること
 - (b) インバランス料金その他電力に関係した取引を自己に有利なものとするを目的として、取引価格の高値又は安値誘導により市場相場を変動させること
 - (c) その他意図的に市場相場を変動させること（例えば、本来の需給関係では合理的に説明することができない水準の価格につり上げる（下げ調整の場合は、つり下げる）ため売惜しみをすること）
- ② 市場相場を変動させることを目的として需給調整市場の需給・価格について誤解を生じさせるような情報を広めること。

Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方

1 考え方

従前の電力システムは、電力需要を所与のものとして、電力供給をいかに確保するかという視点からの取組が中心であったところ、平成23年3月の東日本大震災とこれに伴う原子力事故を契機として、省エネルギーの強化とともに、電気の供給状態に応じて消費形態を変化させる取組、いわゆるデマンドリスポンス（注1）が重要視されるようになった。

電気の需要抑制の取組は、平成27年改正法の施行前においては、一般電気事業者が大口需要家との間で一部需給調整契約（例えば、電源脱落や系統事故等発生に伴う需給ひっ迫時に一般電気事業者からの指示等に基づき電気の使用を一部又は全部抑制することを条件に電気料金の割引を行うことを約する需給調整契約など）を締結することや、一部の小売電気事業者が、自己の需要家に対して、市場価格高騰時に需要抑制を依頼し、その需要抑制量に応じた報酬を支払う契約を締結することなどにより行われてきた。これらは、主に小売電気事業者が自己の同時同量の達成等のために、自己の需要家に対して需要抑制を依頼するものであった。

一方、エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）において、デマンドリスポンスの次の段階として、複数の需要家が需要を抑制することにより得られる電気を束ねて取引する事業者を介するなどして、小売電気事業者などの依頼に応じて需要家が需要を抑制し、その対価として当該需要家に報酬を支払う仕組み（以下「ネガワット取引」という。（注2））の確立に取り組むこととされた。また、ネガワット取引を始めとするデマンドリスポンスを使った新たな事業形態を導入しやすい環境を整備し需要を管理することにより、電気の安定供給の実現を図ることとされた。

当該環境整備の一環として、平成27年改正法第2条による改正後の電気事業法の施行により、需要家が需要を抑制することにより得られる電気を、小売供給を行う事業者へ当該小売供給に用いるために卸供給する「特定卸供給」が規定されるとともに、特定卸供給についても発電した電気と同様に、一般送配電事業者が行う電力量調整供給（インバランス供給）の対象と位置付けられた。これにより、需要抑制により得られる電気を他の小売電気事業者などに転売するなど、ネガワット取引を促進するための制度が整備された。

更に、令和2年改正法において、ネガワット取引を含む分散電源を、情報通信技術等を用いて小売電気事業者や一般送配電事業者等の電気事業者へ卸供給する事業を行う者（アグリゲーター）を「特定卸供給事業者」と定義し、適切な事業規制が課されるよう、制度が整備された。

こうした制度整備を踏まえ、今後市場においてネガワット取引が実施されるに当たっては、公正かつ有効な競争の観点から、ネガワット取引に関係する当事者（①特定卸供給事業者、②需要抑制を行う需要家と小売供給契約を締結している小売電気事業者（以下「供給元小売電気事業者」という。）及び③特定卸供給の供給先となる小売電気事業者（以下「供給先小売電気事業者」という。））は、以下のように必要な措置を

講ずることが適当である。

また、区域において一般電気事業者であった発電事業者と特定卸供給事業者は、電気の卸供給において競争関係にあるところ、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や区域において一般電気事業者であった発電事業者がネガワット取引を不当に妨げることは、特定卸供給事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上問題となりやすい。

(注１) ディマンドリスポンスは、電気の消費パターン（需要）の変化により、「需要抑制」と「需要増加」の二通りが考えられ、「需要抑制」の取組は上記のとおりである。「需要増加」の取組は、例えば電気が供給過多の状態に陥った際に、需要家に対して電気の消費増加を促すことで、電圧や周波数等の電気の品質安定化に資するものとしての活用が考えられている。このような取引、いわゆる上げのディマンドリスポンスについても、公正かつ有効な競争の観点から、取引に関係する当事者は、ネガワット取引の場合と同様の配慮を行うことが期待される。

(注２) ネガワット取引には、小売電気事業者が同時同量達成のために、需要抑制により得られた電気を調達するもの（類型１）と、一般送配電事業者（系統運用者）が需給調整のために、需要抑制により得られた電気を調達するもの（類型２）の大きく二つの類型が存在する。次に類型１は、一の小売電気事業者が自己の需要家の需要抑制により得られた電気を調達するもの（類型１①）と、一の小売電気事業者が他の小売電気事業者の需要家の需要抑制により得られた電気を調達するもの（類型１②）の二つの類型に分類される。さらに類型１②は、ネガワット取引に関する諸条件について、特定卸供給事業者、供給元小売電気事業者及び需要家が事前に協議するパターン（直接協議スキーム）、第三者が特定卸供給事業者と供給元小売電気事業者の間の仲介を行うパターン（第三者仲介スキーム）並びに供給元小売電気事業者及び需要家が確定数量契約を締結するパターン（確定数量契約スキーム）の三つに分かれる。

以下の（１）特定卸供給を活用してネガワット取引を行うための要件及び（２）関係当事者間での協議に関する事項は、類型１②のうち直接協議スキームのみを対象とする。

（１）特定卸供給を活用してネガワット取引を行うための要件

今後、ネガワット取引が実施されるに当たり、特定卸供給事業者が、小売電気事業者と同様、需要家と直接接点を持ち、例えば電力使用量など一定の需要家の情報を扱うこと等を踏まえ、特定卸供給を活用してネガワット取引を行う場合には、特定卸供給事業者は、次に掲げる要件に適合することが適当である。

- ① 需要家に対して需要抑制の依頼を適時適切に行うことができること。
- ② 電気の安定かつ適正な供給のため適切な需給管理体制や情報管理体制を保有すること。
- ③ 需要家保護の観点から適切な情報管理体制を保有すること。

また、電力の適正な取引の実施のため、供給元小売電気事業者と特定卸供給事業者

との間において、必要な契約が適切に締結されていることが肝要である。

(2) 関係当事者間での協議に関する事項

ネガワット取引の実施に当たっては、資源エネルギー庁の定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」が参考になる。特に、同ガイドラインに規定する類型1②においては、需要家、供給元小売電気事業者及び供給先小売電気事業者と、特定卸供給事業者とのそれぞれの間において、ネガワット取引実施のための契約締結に係る適正な協議がなされることが必要である。

それらの当事者間では、例えば以下の事項についての協議が想定される。

① 需要家及び特定卸供給事業者間の契約（以下「需要抑制契約」という。）に関する協議

- (a) ベースライン（需要抑制の依頼がなかった場合に想定される電力消費量）の設定方法
- (b) 需要抑制の依頼の方法、時期及び回数並びに需要抑制可能量
- (c) 需要抑制量の算定方法・通知方法
- (d) 需要家に支払われる報酬（支払条件、支払額（例えば、基本報酬（容量としての価値）と従量報酬（電力量としての価値））、支払時期、支払方法等）
- (e) 需要家に課せられるペナルティ（支払条件（例えば、どのような場合に需要抑制量を達成できなかったと判断するか）、支払額、支払時期、支払方法等）
- (f) 需要家が複数の需要抑制契約又は需給調整契約を締結している場合の取扱い
- (g) 需要家が部分供給を受けている場合の取扱い（需要抑制の対象となる電力（量）の特定方法等）

② 供給元小売電気事業者及び特定卸供給事業者間の契約（以下「ネガワット調整契約」という。）に関する協議

- (a) ベースラインの設定方法
- (b) 需要抑制量の算定方法・通知方法
- (c) インバランスの切り分け方式
- (d) ネガワット調整金の支払（支払額の決定の時期、支払額の計算方法、支払額の支払時期等）

（注）ネガワット取引において需要抑制が実施されると、供給元小売電気事業者の需要家に対する供給電力量が減少することから、当該供給元小売電気事業者は需要抑制分の電気の調達費用を回収できない。一方、特定卸供給事業者は当該需要抑制分の電気を活用してビジネスを行うこととなる。そのため、供給元小売電気事業者と特定卸供給事業者との間に生じる費用と便益の不一致を調整するべく、特定卸供給事業者が供給元小売電気事業者に対して支払う調整金をネガワット調整金という。

- (e) 需要家からの苦情や問合せに対する相互の連絡方法・体制
- (f) ベースライン・各種計画の通知方法

③ 供給先小売電気事業者及び特定卸供給事業者間の契約（特定卸供給契約）に関する協議

通常の卸供給取引において協議される事項

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

① ネガワット取引の公正かつ有効な利用

ネガワット取引は、発電等容量を合理的な規模に維持することで、効率的な電気の安定供給の実現に資するとともに、電源調達手段の多様化を通じて卸電力市場の活性化や電気の小売市場の競争活性化にも資するものである。このため、ネガワット取引に関係する当事者は、ネガワット取引の普及に向けて公正かつ有効にネガワット取引を利用することが期待される。

特に、供給元小売電気事業者は、特定卸供給事業者からネガワット取引を実施するために必要な契約の協議の求めがあった場合には、ネガワット取引の公正かつ有効な実現に向けて積極的に協力することが期待される。

② 需要抑制契約締結に係る事前説明並びに契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の交付

ネガワット取引の公正かつ有効な実現のためには、需要家に支払われる報酬その他の取引条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が当該取引条件を十分に理解した上でネガワット取引を行うことができる環境を整備する必要がある。

したがって、特定卸供給事業者は、需要抑制契約を需要家と締結しようとするときは、需要家に支払われる報酬その他の取引条件（上記の需要家及び特定卸供給事業者間での協議事項を参照）について、需要家に対して十分な説明を行うことが望ましい。

また、当該説明を行うときは、需要家に対して、需要家に支払われる報酬その他の取引条件を記載した書面（以下「契約締結前交付書面」という。）を交付する（需要家の承諾を得た上で、電子メールによる場合やホームページ等での閲覧による場合など契約締結前交付書面に代えて電磁的方法を用いる場合を含む。）ことが望ましい。

さらに、特定卸供給事業者は、需要家と需要抑制契約を締結したときは、遅滞なく、特定卸供給事業者の氏名又は名称及び住所、契約年月日、需要家に支払わ

れる報酬、その他の取引条件を記載した書面（以下「契約締結後交付書面」という。）を交付する（需要家の承諾を得た上で、電子メールによる場合やホームページ等での閲覧による場合など契約締結後交付書面に代えて電磁的方法を用いる場合を含む。）ことが望ましい。

③ 需要家からの問合せ等に対する適切かつ迅速な対応及び相談窓口の設置

特定卸供給事業者は、ネガワット取引に当たって需要家と直接接点を持つことから、ネガワット取引に関する相談窓口を設けて、ネガワット取引の実施方法又は需要家に支払われる報酬その他の取引条件についての需要家からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速にこれを処理することが望ましい。

また、当該相談窓口の連絡先は、上記②のネガワット取引の取引条件の説明の際に説明するほか、契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面に記載し、かつ、当該特定卸供給事業者のホームページ等においても確認できるようにすることが望ましい。

④ 需給調整契約

平成２７年改正法の施行前において、一般電気事業者が大口需要家と締結していた需給調整契約は、一般電気事業者の依頼に応じて需要家が需要抑制を行うことを条件に、電気料金の割引を行うことを約したものであり、需給調整契約の一部（例：随時調整契約）はネガワット取引と同様の特性を有する。従前、需給調整契約は、供給義務を負う一般電気事業者により、需給ひっ迫時の需給調整の最終手段として運用が行われ、実際に需要家に需要抑制を依頼する場合は限定されていた。

しかし、平成２６年改正法の施行による事業類型の見直しにより、一般電気事業者という事業類型がなくなったことや、平成２７年改正法第２条による改正後の電気事業法の施行によるネガワット取引の開始に伴い、需要家と需給調整契約を締結している小売電気事業者は、例えば平常時の同時同量の達成や一般送配電事業者への調整力の確保のために、当該需要家に需要抑制を依頼し、当該需要家が持つ需要抑制のポテンシャルを活用する等、需給ひっ迫時の需給調整の最終手段という従前の運用にとどまらない積極的な運用を行うことが期待される。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者又は区域において一般電気事業者であった発電事業者が、例えば以下のような行為を行うことにより、不当にネガワット取引の実施を妨げ、特定卸供給事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別対価、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等）。

- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、不当に特定卸供給事業者とのネガワット調整契約の締結を拒絶すること。
- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、特定卸供給事業者と需要抑制契約を締結しようとする自己の需要家に対して、自己と締結している小売供給契約を解約する又は小売供給料金を引き上げるなど、不利益な取扱いを行う又は示唆すること。
- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自己の需要家に対して、特定卸供給事業者と需要抑制契約を締結しないことを条件として、不当に低い料金で電気を小売供給すること。
- 区域において一般電気事業者であった発電事業者が、小売電気事業者に対して、不当に特定卸供給事業者とのネガワット調整契約の締結を拒絶させること。

IV 託送分野等における適正な電力取引の在り方

1 考え方

- (1) 公正かつ有効な競争の観点からは、一般送配電事業者とその特定関係事業者（電気事業法第22条の3第1項本文。以下同じ。）（認可一般送配電事業者（電気事業法第22条の2第3項ただし書。以下同じ。））にあっては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供給部門を含む。）との取引と同一の条件の下に、全ての小売電気事業者や発電事業者、特定卸供給事業者に対し、ネットワークが開放されることが不可欠である。

そこで、送配電部門の法的分離による中立性担保に加え、託送供給料金と給電指令等ネットワーク運用の両面において、こうした公平性が求められる。

また、配電事業者についても、その供給区域における配電事業について実質的な制度的独占が担保された事業者であることから、一般送配電事業者同様に、託送供給料金及びネットワーク運用の両面において公平性が求められる。

- ① 電気事業法において、託送供給料金に関しては、一般送配電事業者に、託送供給及び電力量調整供給に係る料金その他の供給条件について、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けることを義務付けている。また、託送供給料金を引き下げることなどにより、一般送配電事業者が、認可を受けた託送供給等約款を変更する場合には、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出ることを義務付け、小売電気事業者による託送供給の利用が困難であるなど託送供給等約款の内容が不適切な場合には、経済産業大臣による変更命令が発動されることとされている。また、配電事業者については託送供給等約款を経済産業大臣に届け出ることが義務付けられており、当該託送供給等約款の内容が不適切な場合には、経済産業大臣による変更命令が発動されることとされている。
- ② ネットワーク運用に関しては、一般送配電事業者は、正当な理由なく託送供給、電力量調整供給、最終保障供給及び離島等供給を拒んではならないこととされている。また、平成27年改正法により、送配電部門のより一層の中立性を担保するため、送配電部門の法的分離が義務付けられ、一般送配電事業者は、認可を受けた場合を除き、小売電気事業又は発電事業との兼業が制限されることとなった（さらに、令和2年改正法により、一般送配電事業者は、認可を受けた場合を除き、特定卸供給事業との兼業も制限されることとなった）。法的分離に伴い、一般送配電事業者及びその特定関係事業者の一定の役職員に関する兼職規制を課すこととなったほか、一般送配電事業者に対して、託送分野における禁止行為として、託送供給及び電力量調整供給の業務（以下「託送供給等業務」という。）において知り得た情報の目的外利用及び提供（以下単に「情報の目的外利用」という。）並びに託送供給等業務その他の変電、送電及び配

電に係る業務（以下「送配電等業務」という。）における差別的取扱い等の「電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する」行為を禁止しており、経済産業大臣は、これらに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更の命令を発動できることとされている（送電事業者の振替供給に係る業務においても上記行為規制は準用される。また、令和２年改正法により追加された配電事業に関して、配電事業者の託送供給等業務においても上記行為規制は準用される。）。また、一般送配電事業者が、託送供給等業務において知り得た情報の目的外利用や送配電等業務における差別的取扱いを行うことは、他の小売電気事業者や発電事業者、特定卸供給事業者の事業活動を困難にさせることから、独占禁止法上違法となるおそれもある。

（注）一般送配電事業者と託送供給等業務に関連した他の電気を供給する事業を営む者（新規に供給事業を営もうと意図している者も含み、以下「電気供給事業者」という。）との間でネットワークの運用を巡って紛争が生じた場合、まずは当事者間で紛争解決が図られるが、それでも紛争が解決しない場合には、当事者は、経済産業省に紛争処理を申し出ることができるほか、電力・ガス取引監視等委員会にあっせん・仲裁を申請することができる（電気事業法第３５条、第３６条）。その際には、紛争の原因となった事実・判断に関して、一般送配電事業者がネットワークの情報を一元的に管理していることを踏まえ、一般送配電事業者は十分に説明を行うこととする。

- ③ さらに、広域機関が周波数変換設備や地域間連系線等（以下「連系線等」という。）の送電インフラの整備計画の策定、各区域（エリア）の一般送配電事業者による需給バランス・周波数調整に係る広域的な運用の調整、新規電源の接続の受付や系統情報の公開等に係る業務を行うこととなる。また、ネットワーク運用者である一般送配電事業者は、広域機関が策定した送配電等業務指針を踏まえて自己ルールを整備し、送配電等業務を行うこととなる。広域機関の運営について、経済産業大臣は、その公平性・透明性が確保されていないと認める場合は、監督上必要な命令を発動する等の対応を行うことができることとなっている。
- ④ また、令和２年改正法により、配電事業が新しく創設された。配電事業者は、参入当初においては、系統管理業務、需給管理・周波数調整業務、調整交付金の授受等に関連する業務、スイッチング関連業務、精算・検針業務等について、一般送配電事業者に業務を委託せざるを得ない場合が考えられ、一般送配電事業者が当該業務の委託に関する協議について協議に応じない場合には、配電事業者は実質的に事業に参入することができないおそれがあり、配電事業制度の趣旨であるコスト効率化や地域の電力レジリエンスの向上等を阻害することにつながり得る。したがって、一般送配電事業者が配電事業者からの業務の委託に応じないことにより、配電事業制度の趣旨に反するような場合については、

電気事業法上問題となり得ることを明らかにする必要がある。

- (2) これらの点については、電気事業法上の託送供給等約款の認可・変更命令のスキーム、行為規制及び広域機関に係る制度により担保されるものであるが、公正かつ有効な競争の観点から、次に述べる点を踏まえ、一般送配電事業者及び広域機関の適切な対応が必要である。

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 託送供給料金等についての公平性の確保

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

① 託送供給料金

一般送配電事業者が設定する託送供給料金については、可能な限り利用形態を反映した料金を設定した上で、需要種別間の託送供給料金の適切性について必要資料を公表するなど、料金改定時等において自主的に説明するとともに、具体的な算定根拠等について、小売電気事業者からの個別の問合せがあった場合、これに応じて適切に対応することが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

また、一般送配電事業者は、あるひとつの需要場所に対して供給する場合の託送供給料金負担について、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門を含む。）以外の小売電気事業者からの電気の購入を検討している需要家からの問合せがあった場合、これに応じることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

配電事業者についても、小売電気事業者及びその供給区域内の需要家から託送供給料金に関して問合せがあった場合、これに応じて適切に対応することが公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

② 情報公開

一般送配電事業者及び配電事業者は、託送収支に係る過去5年程度の計算書等について、随時閲覧可能とすることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

① 一般送配電事業者に対する託送供給料金の値下げ届出変更命令

一般送配電事業者が変更する託送供給等約款が、不当に高い料金水準を設定する場合や料金以外の供給条件が不当に厳しく設定されている場合には、電気の供

給を受ける者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第18条）。

② 一般送配電事業者に対する託送供給料金の変更認可申請命令

一般送配電事業者の託送供給等約款が、物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど社会的経済的事情の変動により、著しく不適當となり、公共の利益の増進に支障があると認められる場合には、電気事業法上の変更認可申請命令が発動される（電気事業法第19条）。

③ 配電事業者に対する託送供給等約款の届出変更命令

配電事業者の託送供給料金が、当該配電事業者の供給区域の全部又は一部をその供給区域の一部とする一般送配電事業者の託送供給料金と比較して適正な水準となっていないと認められる場合、又は当該配電事業者が定める託送供給等約款が、配電事業者の供給区域の全部又は一部を供給区域の一部とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款の内容と異なることにより、当該配電事業者の供給区域における発電事業者や小売電気事業者のシステムの改修等に多額の費用を要して託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがあると認められる場合や安定供給上の支障、需要家の不利益が生じることにつながると認められる場合は、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第27条の12の11）。

④ 一般送配電事業者に対する最終保障供給約款の届出変更命令

一般送配電事業者が定める最終保障供給約款が、公表された標準メニューと比べて不当に高いものである場合には、最終保障供給約款により供給を受ける需要家の利益を著しく阻害するおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第20条）。

⑤ 一般送配電事業者に対する離島等供給約款の届出変更命令

一般送配電事業者が定める離島等供給約款が、その供給区域（離島等を除く。）において小売電気事業者が行う小売供給料金の水準と比べて不当に高いものである場合には、離島等供給約款により供給を受ける需要家の利益を著しく阻害するおそれがあることから、電気事業法上の変更命令が発動される（電気事業法第21条）。

⑥ 連系線等の運用等

連系線等については、広域機関により、整備計画の策定が行われるとともに、

その空容量等の公開や、事業者の連系線等利用に関する送電容量管理・調整がなされる。また、広域機関は、その業務規程に基づき、発電等用電気工作物の出力の合計値が一定規模以上である発電等用電気工作物に係る系統への接続の受付を行う。これら業務の運営が公正かつ適確に実施されていないと認められる場合には、経済産業大臣は広域機関に対し監督上必要な命令を行うこととなる（電気事業法第28条の57）。

（２）ネットワーク運営の中立性の確保

（２）－１ 一般送配電事業者の託送供給等に係る行為規制

① 一般送配電事業者の取締役等の兼職規制

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

電気供給事業者間の適正な競争関係が阻害される行為（以下「中立性阻害行為」という。）をより適確に防止するため、一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）を除く。以下この①において同じ。）とその特定関係事業者との間において取締役又は執行役などの兼職が原則として禁止されていることを踏まえると、一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者とその特定関係事業者との間において、兼職を行う取締役又は執行役がいる場合には、あらかじめ、例えば以下のような事項を、電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、年1回程度、一般に公表することが望ましい。

- i 兼職者の業務内容、役職名、兼職の必要性
- ii 当該兼職によって中立性阻害行為が発生しないと考える根拠
- iii 当該兼職による中立性阻害行為の発生を防ぐ仕組みとその実施状況

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般送配電事業者が以下のiに該当し、かつ、その特定関係事業者が以下のiiに該当する場合において、一般送配電事業者の取締役又は執行役が、その特定関係事業者の取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下「取締役等」という。）若しくは従業者を、又は、一般送配電事業者の従業者がその特定関係事業者の取締役等を兼職しているときは、当該一般送配電事業者に対し、当該違反を是正するための措置の命令（電気事業法第22条の3）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

- i 一般送配電事業者において、以下に掲げる措置のいずれかを講じていない場合
- (a) 兼職者が非公開情報を入手できないことを確保するための措置
 - (b) 兼職者が当該一般送配電事業者が営む送配電等業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置
- ii 一般送配電事業者の特定関係事業者において、兼職者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じていない場合

ここで、「非公開情報」とは、一般送配電事業者が営む託送供給及び電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものをいい、例えば、以下の情報及びこれらに基づき計算される情報等であって、公表されていないものをいう。

- 他の電気供給事業者の電源（契約により調達するものを含む。以下同じ。）及び電源開発の状況
 - 電源の接続予定地点、運転開始予定時期、最終規模
 - 個別電源毎の想定休廃止時期
 - 個別電源の発電機の仕様（電気系、機械系）、発電機制御系の仕様、変圧器の仕様、構内の系統構成等
- 他の電気供給事業者の電源運用計画、出力配分及び作業条件等
 - 電源運用計画（電源作業停止計画、電源並入予定（年間、月間、週間、前日、当日）等）
 - 発電機出力分配、発電機運転状態
 - 電源作業条件、制約条件
 - 託送の状況（託送電力量、インバランス量、発電機事故状況等）
- 他の電気供給事業者の電気の使用者の需要動向・需要実績等
 - 需要動向（負荷率、個別需要家の需要見通し、需要家及びその規模の分布等）
 - 需要実績（最大電力、年（日）負荷率、負荷変動状況、個別需要家の動向等）
 - 託送の状況（託送電力量、近接性評価割引対象電力量等）
- 当該一般送配電事業者の送配電設備に関する設備計画等

上記 i のうち、(a)「兼職者が非公開情報を入手できないことを確保するための措置」が講じられているか否かは、以下に掲げる措置等により、兼職者が非公開情報を入手することによる中立性阻害行為が防止されているか否かで個

別に判断される。

- 一般送配電事業者のシステム上、兼職者が一般送配電事業者の保有する非公開情報を入手できないようにすること
- 一般送配電事業者の社内規程等により、兼職者が一般送配電事業者の保有する非公開情報を入手すること及び兼職者に非公開情報を提供することを禁止すること

上記 i のうち、(b)「兼職者が当該一般送配電事業者が営む送配電等業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置」が講じられているか否かは、以下に掲げる措置等により、兼職者が送配電等業務に参画することによる中立性阻害行為が防止されているか否かで個別に判断される。

- 一般送配電事業者の社内規程等で、兼職者が送配電等業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画することを禁止すること

なお、上記 i (a)、(b)いずれの措置についても、一般送配電事業者は、(2)ー2のとおり、その法令遵守責任者をして、業務執行の状況の監視を行わせるとともに、その監視部門をして、一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させなければならない。

また、上記 ii 「兼職者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置」が講じられているか否かは、以下に掲げる措置等により、兼職者が経営管理に係る重要な決定に参画することによる中立性阻害行為が防止されているか否かで個別に判断される。

- 特定関係事業者の社内規程等で、兼職者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に関する審議・議決へ参画することを禁止すること（オブザーバー等としての参加を含む）
- 兼職者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に関与していないことの監視・検証を行う体制を整備し、運用すること

② 一般送配電事業者及びその特定関係事業者の従業者の兼職規制

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

中立性阻害行為をより適確に防止するため、一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、

発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。)を除く。以下この②において同じ。)とその特定関係事業者との間において特定の業務に従事する従業員の兼職が制限されていることを踏まえると、一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者とその特定関係事業者との間において兼職を行う従業員がいる場合には、あらかじめ、例えば上記①ア i から iii までの事項を、電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、年 1 回程度、一般に公表することが望ましい。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般送配電事業者が、以下 i から iv までに定める一般送配電事業者の特定関係事業者の従業員を、特定送配電等業務に従事させたと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該違反を是正するための措置の命令（電気事業法第 22 条の 3）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

- i 小売電気事業者の従業員であって、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの
- ii 発電事業者の従業員であって、発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの
- iii 特定卸供給事業者の従業員であって、特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの
- iv 特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の親会社等（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）に該当する者の従業員であって、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの

なお、「特定送配電等業務」とは、以下の i 又は ii に該当する業務をいう（電気事業法施行規則第 33 条の 5）。

- i 非公開情報を入手することができる業務
- ii 託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るもの

ここで、ii「託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るもの」とは、例えば、以下の業務が考えられる。

- 系統運用に関する業務（給電指令等）
- 送配電設備の停止計画、設備計画等に関する業務
- 託送供給契約に関する業務（契約期間等の調整、代表契約者制度の取扱いに関する調整等）
- 発電事業者、特定卸供給事業者、小売事業者からの申請・問合せ対応業務

○ 電気の使用者からの申請・問合せ対応業務

③ 一般送配電事業者とその特定関係事業者との人事交流

○ 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

一般送配電事業者は、その特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供給部門を含む。）との間で従業者の出向、転籍その他の取締役又は従業者の人事交流を行う場合には、情報の適正な管理及び差別的取扱い禁止の確実な確保の観点から、こうした人事交流について、社内規程等により行動規範を作成し、それを遵守することが望ましい。

④ 一般送配電事業者の託送供給等業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

i 託送供給等業務に関連した小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を行う他の電気供給事業者との情報連絡窓口は、一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供給部門を含む。）ではなく、当該一般送配電事業者のネットワークサービスセンター・給電指令所とする。また、一般送配電事業者は、他の電気供給事業者との情報受付・情報連絡窓口を明確化する。

ii 一般送配電事業者の従業者は、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門、特定卸供給部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門を含む。以下このiiにおいて同じ。）の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合や需給ひっ迫時には、一般送配電事業者の特定関係事業者の従業者が当該一般送配電事業者の託送供給等業務を行うこと、又は一般送配電事業者において託送供給等業務を行う従業者がその特定関係事業者の業務を行うことを妨げるものではない。

iii 上記iiに掲げるもののほか、一般送配電事業者は、現在、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門、特定卸供給部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門を含む。以下このiiiにおいて同じ。）と連携（委託による場合を含む。以下このiiiにおいて同じ。）して行われている一般送配電事業者の送配電等業務の過度の硬直化・非効率化を招かないように留意し、連携して行う必要のある業務については、電気事業法で禁止される行為に該当しないかを確認し、当該業務を明確化する。

iv ネットワークサービスセンター又は給電指令所に提供された託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報について、託送供給等業務を遂行するため一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門から当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門、特定卸供給部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門を含む。以下このivにおいて同じ。）に依頼・伝達せざるを得ない場合、他の電気供給事業者や関連する発電所・電気利用者の名称等データを特定する必要のないものを、ネットワークサービスセンター又は給電指令所において符号化して業務依頼等を行うなどの対応により、当該情報を特定関係事業者が目的外に活用できないように厳格に管理する。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用者に関する情報（電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として電気事業法施行規則第33条の6の2各号に掲げるものを除く。）を当該業務及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第2条第5項又は第2条の7第1項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第2条第1項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為があると認められる場合は、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

「託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用者に関する情報」とは、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報で、例えば、以下の情報及びこれらに基づき計算される情報等であつて、公表されていないものをいう。

i 他の電気供給事業者の電源及び電源開発の状況

- (a) 電源の接続予定地点、運転開始予定時期、最終規模
- (b) 個別電源毎の想定休廃止時期
- (c) 個別電源の発電機の仕様（電気系、機械系）、発電機制御系の仕様、変圧器の仕様、構内の系統構成等

ii 他の電気供給事業者の電源運用計画、出力配分及び作業条件等

- (a) 電源運用計画（電源作業停止計画、電源並入予定（年間、月間、週間、

前日、当日)等)

- (b) 発電機出力分配、発電機運転状態
- (c) 電源作業条件、制約条件
- (d) 託送の状況(託送電力量、インバランス量、発電機事故状況等)

iii 他の電気供給事業者の電気の使用者の需要動向・需要実績等

- (a) 需要動向(負荷率、個別需要家の需要見通し、需要家及びその規模の分布等)
- (b) 需要実績(最大電力、年(日)負荷率、負荷変動状況、個別需要家の動向等)
- (c) 託送の状況(託送電力量、近接性評価割引対象電力量等)

「当該業務及び再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項又は第2条の7第1項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第2条第1項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為」とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用することをいう。なお、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合に情報提供を行うことや、需給ひっ迫時において、一般送配電事業者が特定の事業者に対し、安定供給の確保のために必要な情報提供を行うことは、託送供給等業務の用に供する目的での提供であり、妨げられるものではない。

- i 他の電気供給事業者の経営状況の把握
- ii 他の電気供給事業者に対抗した電力供給の提案
- iii 他の電気供給事業者の特定の需要家を特に対象とした営業活動
- iv 他の電気供給事業者の需要家を自己の特定関係事業者(認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門を含む。)に転換させ、又は他の電気供給事業者の契約変更を阻止する等のために利用すること
- v 電力市場において自己の特定関係事業者(認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供給部門を含む。)に有利な取引結果を現出させるために利用すること

また、一般送配電事業者は、託送供給等に係る契約の締結や当該供給の実施に際して、発電事業者、小売電気事業者や特定卸供給事業者から、需要家や需要規模等の需要面並びに発電所及び蓄電所や発電規模及び放電規模等の供給面についての情報を知り得る立場にある。

このような状況において、一般送配電事業者が託送供給等業務を通じて知り得た発電事業者、小売電気事業者、特定卸供給事業者やその顧客に関する情報を、当該一般送配電事業者の特定関係事業者(認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供給部門を含む。)においてその事

業活動に不当に利用することは、当該発電事業者、小売電気事業者や特定卸供給事業者の競争上の地位を不利にし、その事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。

⑤ 一般送配電事業者の送配電等業務における差別的取扱いの禁止

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

- i 系統運用や系統情報の開示・周知等について、広域機関の定める送配電等業務指針並びに国の定める「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」（以下「系統連系ガイドライン」という。）及び「系統情報の公表の考え方」（以下「系統情報ガイドライン」という。）を踏まえて、一般送配電事業者は電気供給事業者全てに適用される社内ルールを定め、それを公開し、当該ルールを遵守して託送供給等を行う。
- ii 託送供給等に係る契約電力の設定及び変更の取扱いについて、合理的かつ客観的な基準を作成・公表し、それに基づいて統一的に行う。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

送配電等業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為があると認められる場合は、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

「特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為があると認められる場合」とは、例えば、以下のような場合をいう。

i 一般送配電事業者の個別ルールの差別的な適用

地域間連系線増強に係る計画調整プロセス、系統アクセスの検討、系統運用等において、例えば、以下のように、一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供給部門を含む。以下このiにおいて同じ。）と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。

- (a) 一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で、系統アクセスの検討に関して、検討に要する期間、検討の内容、条件を変更した場合の対応、回答の内容、適用する判断基準や技術基準、費用負担又は計画を撤回した場合の取扱いが不当に異なる場合。

- (b) 一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で、異なる条件で給電指令をかける等、系統運用に関して不当に差別的に取り扱った場合（注）。

（注）広域機関が策定した原子力発電等の長期固定電源に関する優先給電指令に関する送配電等業務指針に従う場合には、原則として問題とならない。

- (c) 一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で、送電線の補修、計器工事に関する事前調整や情報の提供について不当に差別的に取り扱った場合。

- (d) 一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で、送電容量の利用に関して不当に差別的に取り扱った場合（注）。

（注）広域機関が策定した原子力発電等の長期固定電源に関する空容量の優先配分に関する送配電等業務指針に従う場合には、原則として問題とならない。

- (e) 一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で、系統アクセスの申込みに対して、正当な理由なく送電線を迂回して立地する等により、地内送電線及び連系送電線の整備等に関して不当に差別的に取り扱った場合。

ii 一般送配電事業者が保有する情報の差別的な開示・周知

託送供給料金の改定、系統情報等の一般送配電事業者が保有する情報の開示・周知において、例えば、以下のように、一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供給部門を含む。以下この ii において同じ。）と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。

- (a) 一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で、系統アクセスの検討の際に事前に開示する情報（例えば、送電線ルート、予想潮流、空容量、送電線建設予定等に関する情報）に差がある場合（注）。ただし、立地点、連系電圧、連系対象設備の規模等アクセス検討の対象の差により開示する情報に差が生じる場合はこの限りでない。

- (b) 一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で、電力潮流状況に関する情報の開示に不当に差がある場合（注）。なお、広域機関の情報の開示が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で不当に異なる場合には、広域機関に対して、業務の公正かつ適確な実施を確保するために必要があると認めるときとして、広域機関に電気事業法に基づき監督上必要な命令が発動される（電気事業法第28条の52）。

（注）広域機関が策定した送配電等業務指針及び国が策定した「系統情報ガイドライン」に従い、情報セキュリティの確保の観点から、開示する

ことが適当でない場合において当該情報を開示しない場合には、原則として問題にならない。

- (c) 一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で、例えば、新託送供給料金の公表後、直ちに当該一般送配電事業者の特定関係事業者が新料金メニューを公表する場合等、料金改定や条件変更に関する情報の事前の周知に不当な差がある場合。
- (d) 一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で、当該一般送配電事業者が保有する電気の使用者に関する情報（例えば、実績日負荷データ）の開示が不当に差別的に取り扱われている場合。
- (e) 一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者で、全国の電力需給状況やエリア需要、エリア供給力の確保見通し等に関する情報の開示について、不当な差がある場合。ただし、一般送配電事業者が、情報提供の目的、情報の内容や正確性等を勘案し、特定の事業者に対して情報提供を行い、当該情報提供に合理性が認められる場合には、この限りでない（需給ひっ迫時等の緊急時において、安定供給を確保することを目的として、迅速に対応することが可能な事業者（例えば、特定関係事業者や調整力契約者、自家発電等設備を有する需要家に小売供給を行う小売電気事業者等）に対し、連携のために必要な情報の共有を行う場合等）。

iii 需要家への差別的な対応

一般送配電事業者の停電対応（停電状況の問合せ、停電復旧の順序等）、計量器の交換、需給調整契約の締結等において、例えば、以下のように、一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門を含む。以下このiiiにおいて同じ。）の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合や、需要家に対する情報提供において、一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者を不当に差別的に取り扱った場合。

- (a) 一般送配電事業者の停電対応（停電状況の問合せ、停電復旧の順序等）に関して、当該一般送配電事業者の特定関係事業者の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合（なお、結果として、停電復旧の順序が異なること自体に問題があるわけではない。）。
- (b) 需要家に設置されている計量器の交換の可否や交換時期に関して、一般送配電事業者の特定関係事業者の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合。
- (c) 送配電等業務を実施するために需要家と需給調整契約を締結する際に、一般送配電事業者の特定関係事業者の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合。

- (d) 転居等により新たに電気供給事業者を検討中の需要家に対する情報提供において、一般送配電事業者の特定関係事業者の情報のみを提供するなど、一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。

iv 託送供給料金メニュー・サービスの提供等における差別的な対応

託送供給契約における託送供給料金メニューの提供、託送供給等業務におけるサービスの提供等において、例えば、以下のように一般送配電事業者が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門及び発電部門を含む。以下このivにおいて同じ。）と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。

- (a) 託送供給契約において、他の電気供給事業者が需要家ごとに時間帯別送電サービスメニューを選択できないことにより、一般送配電事業者の特定関係事業者が自らの需要家に対して提供している時間帯別サービスと同等のサービスを、他の電気供給事業者が提供できなくなる場合。
- (b) 託送供給契約において、他の電気供給事業者が1年未満の契約期間での契約ができない又は1年未満の期間で契約を解約して精算することができないことにより、一般送配電事業者の特定関係事業者が自らの需要家に提供している臨時電力又は臨時精算と同等のサービスを、他の電気供給事業者が提供できなくなる場合。
- (c) 送配電等業務において、一般送配電事業者からの電力使用量の連絡の時期・方法が、当該一般送配電事業者の特定関係事業者と他の電気供給事業者の間で不当に異なることにより、当該一般送配電事業者の特定関係事業者が自らの需要家に提供している電力使用量の通知サービスと同等のサービスを、他の電気供給事業者が提供できなくなる場合。
- (d) 託送供給等に係る契約電力の設定及び変更の取扱いについて、当該一般送配電事業者の特定関係事業者であるか他の電気供給事業者であるかにより異なる基準で行われる場合。

v 代表契約者制度における差別的な対応

代表契約者制度とは、バランシンググループを構成する複数の小売電気事業者と一般送配電事業者が一の託送供給契約を締結し、複数の小売電気事業者間で代表契約者を選定する仕組みであり、例えば、以下のように一般送配電事業者が、バランシンググループを構成する小売電気事業者を不当に差別的に取り扱った場合。

- (a) 一般送配電事業者が、正当な理由なく、特定の小売電気事業者を代表者とする代表契約について、協議を拒んだ場合。
- (b) 一般送配電事業者が、正当な理由なく、特定の小売電気事業者を代表者

とする代表契約について、対象となる金銭債務が個々の契約者において責任範囲を特定できる金銭債務であるにもかかわらず、バランスンググループを構成する契約者に対し連帯責任を求めた場合。

また、一般送配電事業者が、送配電等業務における系統運用、情報の取扱い、需要家への対応、託送供給等業務におけるサービスの提供等を行うに当たり、例えば、以下のように当該一般送配電事業者の特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門、発電部門又は特定卸供給部門を含む。）や特定の配電事業者（配電事業を営もうとする者を含む。）と他の発電事業者、小売電気事業者、特定卸供給事業者や配電事業者（配電事業を営もうとする者を含む。）を差別的に取り扱うことは、他の発電事業者、小売電気事業者、特定卸供給事業者や配電事業者（配電事業を営もうとする者を含む。）の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。ただし、一般送配電事業者が、情報提供の目的、情報の内容や正確性等を勘案し、特定の事業者に対して情報提供を行い、当該情報提供に合理性が認められる場合には、原則として、独占禁止法上問題とはならない（需給ひっ迫時等の緊急時において、安定供給を確保することを目的として、迅速に対応することが可能な事業者（例えば、特定関係事業者や調整力契約者、自家発電等設備を有する需要家に小売供給を行う小売電気事業者等）に対し、連携のために必要な情報の共有を行う場合等）。

- 一般送配電事業者が、託送供給（配電事業者による託送供給を含む。）に当たって必要となる情報を十分開示せず、又は託送供給に必要な機材を調達せず託送供給手続を遅延させるなど実質的に託送供給を拒否していると認められる行為、あるいは、情報の開示や手続について、当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者（認可一般送配電事業者にあつては、自己の小売部門を含む。以下この⑤において同じ。）に比べて他の小売電気事業者を不利にさせるような取扱いを行うこと。
- 他の小売電気事業者がその事業活動において必要とする需要家の情報を、一般送配電事業者が送配電等業務を通じて保有している場合において、当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者に対する開示手続と同様の手続により、当該需要家から当該情報の利用許諾を受けた他の小売電気事業者に対して開示しないこと。
- 一般送配電事業者が、他の発電事業者や小売電気事業者からの連系線等の利用の申請に対して、正当な理由なく、その利用又は最小利用可能電力や利用可能電力の契約単位を制限すること。
- 一般送配電事業者が、停電の復旧作業や計量器の交換作業等を行うに当たり、他の小売電気事業者の需要家に対してのみ当該作業を拒否したり遅延させたりするなど、当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者の需要家に比して不当に差別的に取り扱うことにより、需要家が

当該小売電気事業者と取引せざるを得なくさせること。

- 一般送配電事業者が、送配電等業務を通じて、当該一般送配電事業者の特定関係事業者たる小売電気事業者が需要家に対して時間帯別の送電や電力使用量の連絡等の細やかなサービスを行うことができる一方で、他の小売電気事業者が需要家に対して同様のサービスを行うことができないような条件の託送供給契約を締結すること。

⑥ 一般送配電事業者によるその他の競争関係阻害行為の禁止

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

下記イに記載のとおり、一般送配電事業者（認可一般送配電事業者に該当するものを除く。以下このアにおいて同じ。）は、「容易に視認できない場所に刻印し、又は表示する場合」（電気事業法施行規則第33条の7第1号ただし書）、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号及び商標を用いることができるが、当該特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が、当該一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用して自らの営業活動を有利にすることをより確実に防ぐため、一般送配電事業者が、法的分離後に新たに商号を刻印又は表示（以下「刻印等」という。）する場合には、法的分離後の一般送配電事業者の商号を刻印等することが望ましい。

同様に、容易に視認できない場所に刻印等する場合であっても、一般送配電事業者が法的分離後に新たに商標を刻印等する場合には、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのない商標（以下「独自商標」という。）のみ、又はグループ商標に併せて独自商標を刻印等することが望ましい。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般送配電事業者において、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める以下の行為があると認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

- i 一般送配電事業者（認可一般送配電事業者に該当するものを除く。iiにおいて同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号を用いること（ただし、容易に視認できない場所に刻印等する場合は除く。）。
- ii 一般送配電事業者が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのある商標を用いること（ただし、独自商標と併せて用いる場合又は容易に視認できない場

所に刻印等する場合は除く。）。

- iii 一般送配電事業者（認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者（認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業、発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電し、又は放電するものに限る。）又は特定卸供給事業（小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。）に係る業務を営む部門を含む。）に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行うこと。

ここで、上記 i 及び ii の「容易に視認できない場所に刻印又は表示する場合」とは、例えば、需要家が立ち入らない施設内であり外部から見えない場所にある看板やマンホール等における目立たない刻印、電柱に埋め込まれたサイズの小さい番号札・標示板など、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがないと考えられる場所に刻印等をする場合をいう。

上記のうち i については、一般送配電事業者がその商号の一部にグループ名称を使用する場合において、その商号において一般送配電事業者であることを示す文言（「送配電」、「ネットワーク」等）を入れる場合には問題とならない。

上記のうち ii について、独自商標が併せて用いられているか否かは、特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者と同一であると誤認されるおそれのある商標と独自商標の大小、両者の位置関係等の事情から、一般送配電事業者とその特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が同一と誤認されるおそれの有無を実質的に考慮して判断される。

また、上記のうち iii については、例えば、一般送配電事業者が、グループ全体の広告、宣伝その他の営業行為を行う際に、自社とその特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が、単にグループ会社の関係にあることを表示するような、一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用しない場合は、問題とならない。他方で、一般送配電事業者が、グループ全体の広告、宣伝その他の営業行為を行う際に、自社の信用力・ブランド力を活用する場合（例えば、「私たち、一般送配電事業者を有する××電力グループは、電気のトータルサポートを行っており、安心・安全な電気をお送りしています。」という表示）は、問題となる。

⑦ 一般送配電事業者のグループ内での取引に関する規制

○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）を除く。）が、通常取引の条件と異なる条件であって電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、当該一般送配電事業者の特定関係事業者等（電気事業法第23条第2項）と取引を行ったと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

なお、「通常取引の条件」とは、当該一般送配電事業者が自己のグループ会社以外の会社と同種の取引を行う場合に成立するであろう条件と同様の条件をいう。

⑧ 一般送配電事業者の委託規制

○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）を除く。以下この⑧において同じ。）が、以下のiからiiiまでのいずれにも該当しないにもかかわらず、その特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。以下この⑧において同じ。）に送配電等業務を委託したと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

i 災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託としてする場合

「災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託」か否かは、業務の内容及び頻度等を踏まえて総合的に判断されるところ、例えば、以下の場合にはこれに該当すると考えられる。なお、災害等緊急時（一般送配電事業者がその防災業務計画に基づき非常態勢をとっている場合などをいう。以下(a)から(d)までにおいて同じ。）において一般送配電事業者のグループ内の一体的体制を機能させるため、平時において、一般送配電事業者がその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等と災害等緊急時に係る訓練や情報共有等を実施することは妨げられない。

(a) 電気の供給支障に至っていないものの供給設備や発電等用電気工作物の障害により供給支障に至るおそれがあるとき又は台風の上陸前な

ど供給支障が生ずることが予測できるときなどにおいて、災害等緊急時の備えとして、その特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等に災害対応準備業務を委託する場合

- (b) 停電受付等のコールセンター業務、リエゾン派遣又は物資支援活動など、災害等緊急時の一般送配電事業者による復旧業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等に委託する場合
- (c) 災害等緊急時に、一般送配電事業者による復旧業務における意思決定又は指揮監督を、当該一般送配電事業者を支援するその特定関係事業者たる親会社等の長等へ委託する場合
- (d) 需給ひっ迫時に、一般送配電事業者が、特定関係事業者に対し、自家発電等設備を有する需要家への電気の供給要請や需要家への節電の協力依頼に係る業務を委託する場合

ii 受託者が、委託をしようとする一般送配電事業者の子会社（当該一般送配電事業者の特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（当該一般送配電事業者を介在させることなく、その財務及び事業の方針の決定を支配するものに限る。）に該当するものを除く。）である場合

iii 次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合

- (a) 非公開情報を取り扱う業務を委託する場合
- (b) 小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であって、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき
- (c) 受託者を公募することなく業務を委託することが、当該委託に係る業務の性質その他の事情に照らして、合理的な理由を欠く場合

ここで、(b)「小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であって、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき」とは、受託者である一般送配電事業者の特定関係事業者が、自己又は他の特定関係事業者に有利になるよう送配電等業務を実施することができないことが明らかでない場合をいう。例えば、送配電設備の保守・点検について期間及び手順等を定めて委託する場合については、これに該当しない。

また、(c)「合理的な理由」とは、例えば、①委託された業務を遂行する上で、必要な能力・人材（特殊な技能や高度な専門知識など）を有する事業者が、その地域において、当該事業者のみと認められる場合、②保安体制維持や災害時の復旧対応等のため、一般送配電事業者の特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等と一般送配電事業者が迅速な連携をとる必要があるところ、その連携が円滑に行えるように、事前に一定の業務委託をする必要が認められる場合が考えられ、具体的にどのような場合が合理的な理由に該当するかは、実

態を踏まえて、個別に判断される。

⑨ 一般送配電事業者の最終保障供給又は離島等供給の業務の委託における公募の例外

○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）を除く。）が、その最終保障供給又は離島等供給の業務を委託する場合において、災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託でないにもかかわらず、受託者を公募することなく、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者にこれらの業務を委託したと認められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

なお、受託者の公募は、新聞掲載、掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により広告し、競争入札の方法その他公正かつ適切な業務の受託の実施が確保される方法により行う必要がある。

⑩ 一般送配電事業者の受託規制

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）を除く。以下この⑩において同じ。）が、その特定関係事業者から小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務を受託する場合には、委託に応じ実施することが可能な業務の概要（例えば、顧客の問合せに対応する業務、顧客に電気料金請求票を届ける業務、山間部等における水力発電所等の運用・保全・工事に関する技術的な業務等）を公表し、一般送配電事業者への委託を希望するその他の事業者からも、合理的な範囲でその業務を受託し、実施することが望ましい。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般送配電事業者が、以下の i、ii のいずれにも該当しないにもかかわらず、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者からその営む小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務を受託したと認

められる場合、当該一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

- i 災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な受託としてする場合
- ii 業務を受託するか否かの判断及び受託に係る業務が、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることができるものでない場合

なお、「業務を受託するか否かの判断及び受託に係る業務が、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることができる」業務の受託とは、一般送配電事業者のみが知り得る情報や一般送配電事業者の人的・物的資源を不当に活用し、若しくは当該受託業務に関連する送配電等業務の実施を変更・調整するなどして、業務の成果を高めることができるものの受託、又は合理的な理由なくグループ内の小売電気事業者若しくは発電事業者以外からは受託しないなど、グループ内外で条件等に差を設けた業務の受託をいう。

（２）－２ 電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための一般送配電事業者の体制整備等

○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般送配電事業者が、託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給等業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置として、以下の要件を満たすものを講じていない場合、当該一般送配電事業者に対し、業務改善命令（電気事業法第27条）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

- i 当該一般送配電事業者（認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門。以下この i 及び viii において同じ。）の業務の用に供する室とその特定関係事業者（認可一般送配電事業者にあつては当該認可一般送配電事業者の小売電気事業、発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電し、又は放電するものに限る。）又は特定卸供給事業（小売電気事業の用に供するための電気を供給するものに限る。）に係る業務を営む部門を含む。以下この i、ii 及び xii において同じ。）の業務（当該一般送配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。以下同じ。）の用に供する室とを区分するものであること。

「区分する」とは、当該一般送配電事業者の業務の用に供する室とその特定

関係事業者の業務の用に供する室との物理的隔絶を担保し、入室制限等を行うことをいう。

なお、区分されているか否かは、その室で取り扱う情報の内容、物理的隔絶の程度等に応じて個別・具体的に判断される。

- ii 託送供給等業務を行う部門（以下「託送供給等部門」という。）に、以下の（i）、（ii）の場合に応じ、非公開情報の管理の用に供するシステムとして（i）、（ii）それぞれに掲げる要件を全て満たすことが確保されたものを構築するものであること。

（i）当該システムをその特定関係事業者と共用する場合

- （a） 託送供給等業務及び再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項又は第2条の7第1項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができないものであること。
- （b） 必要に応じて区分された非公開情報ごとに、それぞれ当該区分された非公開情報を利用し、又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手することができるものであること。
- （c） 当該システムを使用して非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時を記録し、これを保存するものであること。

ここで、「非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時」とは、例えば、当該システムにログインした者及びログインした日時のほか、当該システムを通じてファイルを閲覧又は出力した場合の、当該ファイルのファイル名又はそれに相当する事項等が該当する。また、給電指令所のシステムなど、入退室が管理されている物理的に区切られた室内で、入室者がシステムにログインすることを要せずに当該システムから非公開情報を入手することができる場合においては、当該室の入退室記録も該当する。

（ii）当該システムをその特定関係事業者と共用しない場合

上記（i）（c）に定める要件。

- iii 託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の入手、利用、提供その他の当該情報の取扱いについて、これを適正なものとするために当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者（取締役、執行役及び従業者であった者を含む。viiにおいて同じ。）が遵守すべき規程を作成するものであること。

- iv iiiにより作成する規程を遵守させるため、当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者に対し必要な研修を実施するものであること。
- v 託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の管理責任者（以下「情報管理責任者」という。）を置くものであること。
- vi 情報管理責任者は、当該一般送配電事業者の取締役又は執行役をもってこれに充てることとするものであること。
- vii 情報管理責任者をして、iiiにより作成する規程が当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者によって遵守されるよう、託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いを管理させるものであること。
- viii 託送供給等部門をして、託送供給等業務について、当該一般送配電事業者と小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者との取引及び連絡調整の経緯及びその内容（以下、「取引及び連絡調整の経緯等」という。）を記録し、これを保存するものであること。

ただし、「その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なものであるとき」は、記録及び保存の対象から除外されているところ、「その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なもの」とは、例えば、日常的な問合せへの対応などが該当すると考えられる。
- ix 法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は約款若しくは業務規程その他の規則をいう。以下同じ。）を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を置くものであること。

なお、「法令等」とは、電気事業法関連法令のみに限定する趣旨ではなく、一般送配電事業を実施する上で遵守することが予定されているものを含む。
- x 法令遵守責任者をして、託送供給等業務その他その一般送配電事業の業務が法令等に適合することを確保するための規程及び計画を整備し、及び運用すること並びにその業務執行の状況の監視を行わせるものであること。
- xi 当該一般送配電事業者の託送供給等業務その他その一般送配電事業の業務の実施状況を監視する部門（以下「監視部門」という。）を託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項又は第2条の7第1項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門とは別に置くものであること。

- xii 監視部門は、その特定関係事業者から独立した組織であること。
ここで、「独立した」とは、その特定関係事業者からの影響を受けないこと（例えば、兼職をしないこと等）をいう。
- x iii 監視部門をして、託送供給等部門及び再生可能エネルギー電気特措法第2条第5項又は第2条の7第1項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門における託送供給等業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させるものであること。
- x iv 監視部門をして、託送供給等業務その他その一般送配電事業の業務の運営及び内容について、法令等を遵守するものであるかどうかについて監視させるものであること。
- x v 監視部門をして、x iii 及び x iv により行わせた監視の結果を取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告させるものであること。

（２）－３ 一般送配電事業者の特定関係事業者の行為規制等

① 一般送配電事業者の特定関係事業者の取締役等の兼職規制

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

中立性阻害行為をより適確に防止するため、一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）を除く。以下この①において同じ。）とその特定関係事業者との間において取締役、又は執行役などの兼職が原則として禁止されていることを踏まえると、一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該特定関係事業者と当該一般送配電事業者との間において兼職を行う取締役等がいる場合には、あらかじめ、例えば上記（２）－１①ア i から iii までの事項を、電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、年1回程度、一般に公表することが望ましい。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般送配電事業者が上記（２）－１①イの i に該当し、かつ、その特定関係事業者が同 ii に該当する場合において、一般送配電事業者の取締役又は執行役が、その特定関係事業者の取締役等若しくは従業者を、又は、一般送配電事業

者の従業者がその特定関係事業者の取締役等を兼職しているときは、当該特定関係事業者に対し、当該違反を是正するための措置の命令（電気事業法第22条の3）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

② 一般送配電事業者の特定関係事業者及び一般送配電事業者の従業者の兼職規制

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

中立性阻害行為をより適確に防止するため、一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）を除く。）を以下この②において同じ。）とその特定関係事業者との間において、特定の業務に従事する従業者の兼職が制限されていることを踏まえると、一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該特定関係事業者と当該一般送配電事業者との間において兼職を行う従業者がいる場合には、あらかじめ、例えば上記（2）－1①ア i から iii までの事項を、電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、年1回程度、一般に公表することが望ましい。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般送配電事業者の特定関係事業者が、当該一般送配電事業者が営む特定送配電等業務に従事する者を、下記 i から iv までに定める従業者として従事せたと認められる場合、当該特定関係事業者に対し、当該違反を是正するための措置の命令（電気事業法第23条の2）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

- i 小売電気事業者の従業者であって、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの
- ii 発電事業者の従業者であって、発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの
- iii 特定卸供給事業者の従業者であって、特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの
- iv 特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の親会社等（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）に該当する者の従業者であって、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの

③ 一般送配電事業者の特定関係事業者と一般送配電事業者との人事交流

○ 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

一般送配電事業者の特定関係事業者は、一般送配電事業者との間で従業員の出向、転籍その他の取締役又は従業員の人事交流を行う場合には、情報の適正な管理及び差別的取扱い禁止の確実な確保の観点から、こうした人事交流について、社内規程等により行動規範を作成し、それを遵守することが望ましい。

④ 特定関係事業者による一般送配電事業者に対する不当な影響力の行使の禁止

○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）を除く。以下この④において同じ。）の特定関係事業者が、一般送配電事業者に対し、電気事業法上の禁止行為をするように要求し、又は依頼する行為があると認められる場合、当該特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条の3）や業務改善勧告が発動される可能性がある。

例えば、一般送配電事業者が発電事業者の子会社である場合、親会社たる発電事業者が子会社たる当該一般送配電事業者に対して、自社の発電所又は蓄電所の投資計画に合わせた送配電設備に関する設備計画を策定するよう働きかける場合等がこれに該当する。

⑤ 特定関係事業者による競争阻害行為の禁止

○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

一般送配電事業者（認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）を除く。以下この⑤において同じ。）の特定関係事業者において、当該一般送配電事業者の信用力又は知名度を利用して、その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為があると認められる場合、当該特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令（電気事業法第23条の3）、業務改善命令や業務改善勧告が発動される可能性がある。

例えば、一般送配電事業者の特定関係事業者である小売電気事業者が、営業

活動を目的に作成した自由化料金メニューやサービスのパンフレット・CM等に、当該一般送配電事業者の災害復旧への取組を併記する等、一般送配電事業者の信用力又は知名度を利用して営業活動を行う場合は、上記の営業行為に該当する。

なお、一般送配電事業者の特定関係事業者である事業持株会社が、グループ全体での会社案内やCSR、環境への取組の広告・宣伝として一般送配電事業者の情報を掲載するにとどまる場合などには、上記の営業行為に該当しない。

(2) - 4 送電事業者の振替供給に係る行為規制等

送電事業者は、一般送配電事業者と比較すると少ないものの、振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務（以下「送電等業務」という。）を行う際、非公開情報を扱う可能性があり、また、送電事業者は、小売電気事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者の事業に影響を与え得る業務を行っているため、以下のとおり、望ましい行為及び問題となる行為の考え方は、原則として一般送配電事業者と同様となる。

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

送電事業者について、上記（2）- 1の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」を、送電事業者の特定関係事業者について、上記（2）- 3の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」をそれぞれ準用するものとする。その際、「一般送配電事業者」とあるのは「送電事業者」と、「認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）」とあるのは「認可送電事業者」と、「託送供給等」とあり、「託送供給及び電力量調整供給」とあり、及び「託送供給」とあるのは「振替供給」と、「送配電等業務」とあるのは「送電等業務」と、「託送の状況（託送電力量）」とあるのは「振替の状況（振替電力量）」と、「送配電」とあるのは「送変電」と、「変電、送電及び配電」とあるのは「変電及び送電」と、「一般送配電事業」とあるのは「送電事業」と、「小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業」とあるのは「一般送配電事業又は発電事業」と、「発電事業者、小売電気事業者や特定卸供給事業者」とあり、及び「発電事業者、小売電気事業者、特定卸供給事業者」とあるのは「一般送配電事業者又は発電事業者」と、「ネットワークサービスセンター」とあるのは「振替供給関係情報連絡窓口」と、「当該業務及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第2条第5項又は第2条の7第1項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第2条第1項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務」とあるのは「当該業務」と、「電気事業法第22条の3」とあるのは「電気事業法第27条の11の3」と、「電気事業

法第23条」とあるのは「電気事業法第27条の11の4」と、「電気事業法第23条の2」とあるのは「電気事業法第27条の11の5」と、「電気事業法第23条の3」とあるのは「電気事業法第27条の11の6」と、「電気事業法施行規則第33条の5」とあるのは「電気事業法施行規則第44条の5」と、「電気事業法施行規則第33条の7」とあるのは「電気事業法施行規則第44条の7」と読み替えるものとする（以下イにおいて同じ。）。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

送電事業者について、上記（２）－１及び（２）－２の「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」を、送電事業者の特定関係事業者について、上記（２）－３の「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」をそれぞれ準用するものとする。

なお、送電事業者の振替供給の場合には、一般送配電事業者と異なり、

- 送電事業者は、自己のネットワーク設備の運用を行い、直接需要家に対して電気の供給を行っているわけではない。
- 送電事業者は、小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者から、託送供給等の申込みを、直接的に受けるわけではない。
- 送電事業者は、ネットワーク運用（他社電源や個別需要の状態監視や給電指令）を行っているわけではない。

ことから、その「振替供給の業務に関して行うことのできる行為」についてはおのずと限定されたものとなり、例えば需要情報の目的外利用、需要家に対する差別的対応などは対象外となるなど、問題となる行為に該当するか否かは個別・具体的に判断される。

（２）－５ 配電事業者の託送供給等に係る行為規制等

配電事業者は、一般送配電事業者同様、託送供給等業務その他の変電及び配電に係る業務（以下「配電等業務」という。）を行う際、非公開情報を扱い、また、小売電気事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者の事業に影響を与え得る業務を行っているため、以下のとおり、望ましい行為及び問題となる行為の考え方は、原則として一般送配電事業者と同様となる。

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

配電事業者について、上記（２）－１の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」を、配電事業者の特定関係事業者について、上記（２）－３の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」をそれぞれ準用するものとする。その際、「一般送配電事業者」とあるのは「配電事業者」と、「認可一般送配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者

が電気事業法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）」とあるのは「認可配電事業者（その特定関係事業者たる小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者が電気事業法第27条の12の13において準用する同法第22条の2第3項ただし書に定める小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業を営まないものに限る。）」と、「送配電等業務」とあるのは「配電等業務」と、「送配電」とあるのは「配電」と、「変電、送電及び配電」とあるのは「変電及び配電」と、「一般送配電事業」とあるのは「配電事業」と、「電気事業法第22条の3」とあるのは「電気事業法第27条の12の13において読み替えて準用する同法第22条の3」と、「電気事業法第23条」とあるのは「電気事業法第27条の12の13において読み替えて準用する同法第23条」と、「電気事業法第23条の2」とあるのは「電気事業法第27条の12の13において準用する同法第23条の2」と、「電気事業法第23条の3」とあるのは「電気事業法第27条の12の13において読み替えて準用する同法第23条の3」と、「電気事業法施行規則第33条の5」とあるのは「電気事業法施行規則第45条の2の15」と、「電気事業法施行規則第33条の7」とあるのは「電気事業法施行規則第45条の2の18」と読み替えるものとする（以下イにおいて同じ。）。

なお、配電事業者は、一般送配電事業者と異なり、比較的小規模の事業者の参入が想定されるところ、需要家軒数5万軒未満の配電事業者においては、上記により読み替えて準用した（2）－2に記載する要件うち、i、ii及びxiからxvについての体制の整備又はこれらに代替する措置を講じることが望ましい。

また、配電事業者の配電事業の規模や経営実態から、上記の措置を講じることが困難な場合においては、ネットワークの公平・透明な利用という電気事業法の趣旨を踏まえ、事業規模等に応じた適切な対応を行うものとする。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

配電事業者について、上記（2）－1及び（2）－2の「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」を、配電事業者の特定関係事業者について、上記（2）－3の「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」をそれぞれ準用するものとする。その際、「電気事業法第27条」とあるのは「電気事業法第27条の12の13において準用する同法第27条」と読み替えるものとする。

なお、配電事業者は、一般送配電事業者と異なり、

i 一般送配電事業者に配電事業の一部を業務委託することがあることから、上記により準用した（2）－1⑧に、ivとして、「受託者が一般送配電事業者である場合であって、委託をしようとする配電事業者において、当該一般送配電事業者が受託した業務で知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供しないことを確保するための措置が講じられている場合」を加える。ここで、「当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供しないことを確保するための措置が講じら

れている場合」とは、配電事業者が、受託者である一般送配電事業者との間において、委託業務に関して秘密保持契約を締結している場合などをいう。

ii 最終保障供給及び離島等供給の業務を行わないことから、(2)－1⑨は上記の準用の対象には含まないものとする。

iii 比較的小規模の事業者の参入が想定されるところ、(2)－2の「以下の要件」を「以下の要件（需要家軒数5万軒未満の配電事業者においては、i、ii及びxiからxvの要件を除く。）」と読み替えて準用するものとする。

(3) 配電事業分野における公平性の確保

○ 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

① 一般送配電事業者における望ましい行為

ア 一般送配電事業者から配電事業を営もうとする者及び配電事業者への情報提供について

配電事業を営もうとする者が参入を検討するに当たって必要なデータについては、参入を検討するエリアを供給区域とする一般送配電事業者が有しているため、一般送配電事業者は、配電事業を営もうとする者から当該データの提供の依頼があった場合、正当な理由がない限り、その依頼に応じることが望ましい。その際に依頼に応じて提供すべき具体的な情報としては以下のものがある。ただし、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報に限る。

- i 「系統情報ガイドライン」において、配電事業を営もうとする者に提供できるとされている情報
- ii 配電事業を営もうとする者が参入を検討するエリアの総需要、時間帯別需要、需要家数、実績電流等の需要に係るデータ
- iii 設備の譲渡価格・貸与価格や一般送配電事業者への委託料の見積額
- iv その他電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害しない情報であって配電事業の検討に必要な情報

また、配電事業者が事業の許可を受けた後、託送料金の設定、引継計画の作成及び地方公共団体、電気の利用者（配電事業者が託送供給を行っている小売電気事業者から電気の供給を受けている者に限る。）、配電事業者の託送供給等約款により電気の供給を受けることとなる者その他の関係者に対する説明会の開催その他の方法による説明の実施のために、配電事業者から関連する情報の提供の依頼があった場合、正当な理由がない限り、その依頼に応じることが望ましい。提供する具体的な情報としては以下のものが考えられる。

- i 「系統情報ガイドライン」において、配電事業を営もうとする者に提供できるとされている情報
- ii 配電事業者の供給区域内の総需要、時間帯別需要、需要家数、実績電流等の需

要に係るデータ及びスマートメーター等の需要データ

- iii 需要家ごとの契約情報（契約アンペア、契約kW等）
- iv 地方公共団体、電気の利用者（配電事業者が託送供給を行っている小売電気事業者から電気の供給を受けている者に限る。）、配電事業者の託送供給等約款により電気の供給を受けることとなる者その他の関係者に係る契約情報
- v 設備の譲渡価格・貸与価格や一般送配電事業者への委託料の見積総額及びその算定根拠
- vi 設備の保全状況や簿価情報等が記載された台帳情報
- vii 配電事業者の供給区域内の託送収入額及びその算定根拠
- viii 配電事業者の供給区域内の工事計画
- ix その他電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害しない情報であって配電事業の検討に必要な情報

イ 配電事業者から一般送配電事業者への委託について

配電事業者は、参入当初においては、系統管理業務、需給管理・周波数調整業務、調整交付金の授受等に関連する業務、スイッチング関連業務、精算・検針業務等について、自ら業務を行えない場合が考えられることから、一般送配電事業者は配電事業者から業務の委託に関して協議の求めがあった場合、正当な理由がない限り、協議に応じることが望ましい。

ウ 引継計画及び休廃止時取決書の作成について

一般送配電事業者は、配電事業者から引継計画及び休廃止時取決書の作成について、協議の求めがあった場合、正当な理由がない限り、協議に応じることが望ましい。

エ 配電事業の休止又は廃止について

配電事業者が事業の全部又は一部を休止し、又は廃止を行う場合、当該配電事業者の供給区域内の需要家を保護する観点から、一般送配電事業者は配電事業者から事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする協議の求めがあった場合、正当な理由がない限り、その協議に応じることが望ましい。

② 配電事業者における望ましい行為

配電事業者について、上記（３）①の「一般送配電事業者における望ましい行為」（ウの休廃止時取決書についての記載を除く。）を準用するものとする。その際、「一般送配電事業者」とあるのは「配電事業者」と読み替えるものとする。

また、配電事業者は、小売電気事業者が配電事業者の託送供給等約款の公表に気

付かないことを防止する観点から、配電事業者の供給区域内の需要家が契約している全ての小売電気事業者及びスイッチングの申込みに対応中の小売電気事業者に対し、託送供給等約款の公表後速やかに公表を行った旨を通知することが望ましい。

また、配電事業者の供給区域に指定旧供給区域を含むみなし小売電気事業者が、料金の徴収を合理的に実施するために、料金の徴収業務を配電事業者に委託することが考えられ、配電事業者は、当該みなし小売電気事業者から当該委託に関する協議の求めがあった場合には、正当な理由がない限り、その協議に応じることが望ましい。なお、配電事業者は、当該みなし小売電気事業者から当該委託を引き受ける場合は、当該みなし小売電気事業者を除く他の小売電気事業者からも同様に委託に応じることが望ましい。

○ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

上記１（１）④のとおり、配電事業者は、参入当初においては、系統管理業務、需給管理・周波数調整業務、調整交付金の授受等に関連する業務、スイッチング関連業務、精算・検針業務等について、自ら業務を行えない場合が考えられることから、一般送配電事業者が当該業務の委託について協議に応じない場合には、配電事業者は実質的に事業に参入することができないおそれがあり、配電事業制度の趣旨であるコスト効率化や地域の電力レジリエンスの向上等を阻害することにつながり得る。

したがって、一般送配電事業者が、配電事業の参入を妨げる目的として、上記（３）①について、正当な理由がないにもかかわらず、一切協議に応じないことや、いたずらに対応を遅延させる行為は、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得る。

V 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方

1 考え方

コージェネレーションシステムを含む自家発電設備については、広範な需要家に普及しつつあり、自家発電設備の導入等は小売電気事業者の電力供給と競合関係にある。他方、電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者の供給量が限られている中にあっては、多くの自家発電設備を有する需要家は、自家発電設備に加えて区域において一般電気事業者であった小売電気事業者からの電気の小売供給を受けることが必要となる場合が多い。また、自家発電設備を有する需要家は、自家発電設備の安定的運営の観点から、自己の設備を一般送配電事業者のネットワークと連系させ、アンシラリーサービスの提供や自家発補給に係る契約等を締結しているなど、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者に依存せざるを得ない状況にある。

（注）これら需要家がその余剰発電分等を他の小売電気事業者に卸供給する若しくは卸電力取引所に投入する、又は自ら電気の小売供給に新規参入する場合において公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為については、Ⅰ小売分野の2（1）①イ「v 自家発補給契約の解除・不当な変更」、「vi 需給調整契約の解除・不当な変更」、Ⅱ卸売分野の2（1）イ「②卸供給契約や余剰電力購入契約の解除・不当な変更」、同2（2）イ「②自家発補給契約の解除・不当な変更」、「③需給調整契約の解除・不当な変更」、「④卸供給契約や余剰電力購入契約の解除・不当な変更」を参照。

また、近年、電力小売分野においては、ガスを始めとする他のエネルギーとの競争が従来にも増して拡大の傾向を辿っている。こうした中で、東日本大震災の発生までは、一般電気事業者は全ての熱源を電気で賄う、いわゆる「オール電化」の普及促進活動を積極的に展開するなどの方策を講じてきた。引き続き相当数の需要家がオール電化住宅を選択しており、こうした需要家の多くは、オール電化メニュー（深夜時間帯が低額な料金メニュー）を契約している。これまで選択約款により提供されてきたオール電化メニューは、小売全面自由化により自由料金となるが、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者がオール電化を推進する手段によっては、公正な競争を阻害する可能性がある。

このようなエネルギー間の競争がみられる分野においても、公正かつ有効な競争の観点から、次のような点において、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者が適切な対応を行うことが必要となる。

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

（1）自家発電等設備の導入又は増設

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

自家発電等設備を電力系統に連系する場合には、公共の安全の確保の観点から、電気事業法第39条及び第56条に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）が、また、系統の電力品質を確保していくため、「系統連系ガイドライン」が定められており、これらの技術要件を満たしていくことが適切である。

自家発電等設備を設置しようとする場合の系統連系に係る技術的な協議は、託送供給を前提としない場合には各一般送配電事業者の営業所にて受け付けられているが、連系上技術的に満たすべき要件等の決定などを行う場合に、当該営業所の従業員が小売部門と送配電部門の明確な峻別意識なく業務を行っている例があった。しかるに、当該協議は、電気事業法上の行為規制（第23条）の対象であり、小売部門の業務ではなく送配電部門の業務として行われるべき業務であることに鑑みれば、託送供給等に係る発電等用電気工作物の系統連系の場合の取扱いも念頭に置きつつ、当該協議の窓口は送配電部門とし、営業所等においてこれを明確化するとともに、当該協議を通じて得た情報を適切に管理することが望ましい。なお、従来の小売供給契約を見直す等契約業務が発生することに伴い、自家発電等設備の導入が小売部門に判明することを妨げるものではない。

また、系統連系に伴う受変電設備の弾力運用（注）の考え方については、一般送配電事業者側においてもあらかじめ書面にて示しておく等により、発電等用電気工作物設置者にとっても予見可能性を確保していくことが望ましい。

さらに、系統連系の際の逆流電力の取扱いについては、法令上の規定に適合するとともに、「系統連系ガイドライン」の技術要件の考え方も踏まえ、各一般送配電事業者は、各発電等用電気工作物設置者を公平に取り扱い、また、適切に発電等用電気工作物設置者に対し説明を行うことが望ましい。

（注）「系統連系ガイドライン」の考え方に従えば、発電等用電気工作物の一設置者当たりの電力容量が、連系する系統の電圧階級の原則を超える容量であっても、系統状況の設備実態、需要動向等を考慮した上で、標準的な設備形成の技術要件で問題がない場合には、下位の電圧階級として受電する弾力運用が可能となっている。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

① 自家発電等設備の導入又は増設の阻止等

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が自家発電等設備の導入又は増設を不当に制限することは、当該小売電気事業者の市場における地位を維持、強化するものであり、自家発電等設備の導入等をしないことを条件に、電気の供給を行うこと、又は電気の供給等自己の提供するサービスの料金を割り引くこと若しくは有利に設定することのほか、蓄電池等の電力関連設備の価格を割り引くことは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取

引等)。

また、自家発電等設備の導入等をしようとする需要家に対して、自家発電等設備の導入等を実現した場合において、電気の供給、自家発電補給等自己のサービスの提供を拒否する若しくは拒否を示唆すること、又は正当な理由なく、その料金その他取引条件を従来に比して不利に設定する若しくはそのような設定を示唆することは、自家発電等設備の導入等の断念を余儀なくさせるものであることから、例えば以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引等）。

- コージェネレーションシステム等自家発電等設備の導入等をしようとする需要家に対して、負荷移行等の需給調整契約の要件を満たしている場合において、既存の需給調整契約を打ち切ること又は打切りを示唆すること。
- コージェネレーションシステム等自家発電等設備の導入等をしようとする需要家に対して、これまで高圧電線路での受電が認められていたにもかかわらず、特別高圧電線路での受電に変更するだけの条件の変化がない場合において、特別高圧電線路での受電に変更しないと電気の供給を行わないことを示唆すること。

さらに、一般送配電事業者が、新たに自家発電等設備の導入等をしようとする需要家に対して、自家発電等設備の導入等を実現した場合において、正当な理由なく、アンシラリーサービス等自家発電等設備を有する需要家に必要なサービスに係る料金を、従来徴収していないにもかかわらず徴収する又は徴収することを示唆することにより自家発電等設備の導入等の断念を余儀なくさせることは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引等）。

② 自家発電等設備を有する需要家に対する不利益等の強要

自家発電等設備を有する需要家は、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者から不利益な条件を提示されてもこれを受け入れざるを得ないため、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、抱き合わせ販売、優越的地位の濫用等）。

- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者が、アンシラリーサービス、自家発電補給等自家発電等設備を有する需要家に必要なサービスに係る料金その他取引条件を正当な理由なく一方的に設定すること。
- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者が、自己又は自己の指定する事業者からの自家発電等設備の購入を要請すること。

（２）オール電化等

- 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

① 一般送配電事業者の差別的な運用

一般送配電事業者が技術上その他の正当な理由なく単にオール電化等（オール電化に至らずとも給湯需要又は厨房需要などを他のエネルギーに代えて電化する場合を含む。以下同じ。）の選択を条件として、例えば以下のような判断を不当に差別的に行う場合には、一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令が発動される（電気事業法第23条）。

- 一般送配電事業者の供給設備として、架空引込線に代えて地中引込線を採用することについて判断する場合。
- マンション等の集合住宅や業務用ビルに対する電気の供給方法として、供給用変圧器室等の設置が必要となる供給方法又は供給用変圧器室等の設置が不要となる供給方法のいずれを採用するかについて判断する場合。
- マンション等の集合住宅に対する電気の供給方法として、供給用変圧器室の設置箇所数について判断する場合。

② 一般送配電事業者の負担による屋内配線工事等

屋内配線工事に関する負担等に関して、一般送配電事業者がオール電化等の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合、一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更の命令が発動される（電気事業法第23条）。

③ みなし小売電気事業者による電化機器の過剰な普及宣伝活動

みなし小売電気事業者がオール電化住宅を含む電気給湯器及び電化厨房機器等の普及宣伝活動を行う場合において、社会通念上の許容範囲内で行われている場合には、電気事業法上問題とならない。

しかしながら、みなし小売電気事業者が社会通念上の許容範囲を著しく逸脱して当該活動を行うことによって、電気事業の遂行上不適切な費用を電気事業費用に計上するとともに経過措置料金の料金原価に算入する場合には、会計整理又は料金原価の取扱いが不適當となって経過措置料金の需要家の利益が阻害されるおそれがあることから、電気事業法上の会計整理違反となる、又は特定小売供給約款認可申請命令が発動される（平成26年改正法附則第16条第4項でなお効力を有するとされている同法による改正前の電気事業法第34条又は第23条等）。

④ みなし小売電気事業者による不動産の買取り

みなし小売電気事業者が新築マンションの開発業者との間で、オール電化マンションが売れ残った場合にはみなし小売電気事業者が買い取ることを取り交わ

した保証条件によって、オール電化マンションを買い取った場合において、例えば当該マンションがみなし小売電気事業者の社宅用として活用される場合には、電気事業法上問題とならない。

しかしながら、社宅用等として使用しないオール電化マンションを購入し、それを電気事業固定資産として計上するとともに経過措置料金の料金原価に算入する場合には、会計整理又は料金原価の取扱いが不相当となって経過措置料金の需要家の利益が阻害されるおそれがあることから、電気事業法上の会計整理違反となる、又は特定小売供給約款認可申請命令が発動される（平成26年改正法附則第16条第4項でなお効力を有するとされている同法による改正前の電気事業法第34条又は第23条等）。

⑤ オール電化とすることを条件とした不当な利益の提供等

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者が、住宅等をオール電化とすることを条件として、正常な商慣習に照らして不当な利益の提供を行うこと又は提供を示唆すること、不当にオール電化とすることを取引条件とすること、あるいは、オール電化を採用する需要家に比して、それ以外の需要家を不当に差別的に取り扱うことは、ガス事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合があり、例えば、次のような行為は、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、不当な利益による顧客誘引、拘束条件付取引、差別取扱い等）。

- 一般送配電事業者が、住宅等の電線の地中引込みを要請された場合において、正当な理由なく、オール電化とすることを条件として当該要請に応じること。
また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者が、住宅等をオール電化とすることを条件として、正当な理由なく、通常は負担しない電線の地中引込みに係る費用を負担すること。
- 一般送配電事業者が、集合住宅をオール電化とすることを条件として、正当な理由なく、当該集合住宅について供給用変圧器室の設置を免除すること。
- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者が、住宅等をオール電化とすることを条件として、正当な理由なく、住宅等の屋内配線に係る工事費等を負担すること。
- 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者が、集合住宅等の開発業者に対して、当該集合住宅等をオール電化とすることを条件として、正当な理由なく、当該集合住宅等の売れ残り物件の買取り保証をすること。

また、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者や一般送配電事業者が、正当な理由なく、オール電化の条件として、需要家に対して、需要家等の設備であるガスメーターやガス配管設備の撤去を求めることは、ガス事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれが

ある（私的独占、排他条件付取引、取引妨害等）。

附則 本指針の適用

令和５年４月１日の改定後の本指針は、同日から適用する。

市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置

当分の間、本指針の適用開始の前月から直近５年間の各月において地域間連系線のスポット市場入札時点における月別分断発生率が一定の値を超える月がある場合には連系線は分断しているものとして区分した地理的範囲において、総発電容量の５０パーセントを超える発電容量（発電事業者との長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量を含む。）を保有する電気事業者は、第二部Ⅱ２（３）ア③に規定する市場支配力を有する可能性の高い事業者と判定される電気事業者とみなす。なお、当該一定の値については、５パーセントとし、１年ごとに分断発生状況等を確認した上で見直しを検討する。